

第3 外部監査の結果—総括的事項—

ここでは、今回の包括外部監査により記載する個別の監査結果を踏まえ、県の林業施策をさらに改善する方策等について意見を述べることとする。

1. 第3期岐阜県森林づくり基本計画について

(1) 目標設定について（意見）

第3期岐阜県森林づくり基本計画（以下、「基本計画」という。）の達成に向けて、取組状況の進行管理のため、県では各年度において目標の達成状況が把握されている。

監査の結果、以下の項目について、①目標数値の設定の妥当性に課題のあるもの、②目標値未達であり、達成のための施策に課題のあるものが以下のとおり見受けられたため、今後の施策の修正及び目標値の修正を検討されたい。

① 目標数値の設定の妥当性に課題のあるもの

<第4 I 4. 参照>

平成29年度の実績値が共に平成33年度の目標値を上回っており、当初計画した施策を達成できたと考えられる。現時点で目標数値としての妥当性に課題があるため、目標値の上方修正を検討することが適切である。

- ア. 「観光景観林」整備面積 (ha)
- イ. 高性能林業機械保有台数 (台)
- ウ. 製材工場等への木材直送量 (万 m^3)
- エ. キノコ生産量 (t)
- オ. 木質バイオマス利用量 (燃料用途) (千 m^3)
- カ. 「木育教室」・「緑と水の子ども会議」参加人数 (人)

② 目標値未達であり、達成のための施策に課題のあるもの

<第4 IV 2. 参照>

ア. 里山林整備面積（「生活保全林」含）（ha）

平成29年度の実績は計画値の半分程度にとどまっている一方で、近年の事業費の約半分を危険木の除去が占めている状況にある。危険木の除去は優先して実施すべき事業であるが、危険木に関する具体的な判断基準がないため、過度に危険木除去の申請が行われ事業が実施されている可能性がある。

このため、基準を設けて客観的に危険木を判定できるようにすることが望ましい。これにより、事業採択の精度が上がり事業費の圧縮ができることから、より多くの整備を可能とし、目標面積の達成にも寄与するものと考えられる。

（2）基本計画における関係団体との役割分担について（意見）

基本計画に掲げる目標は、県や市町村といった地方自治体の施策のみで達成できるものではないものがほとんどである。県内には様々な団体が林業施策と関連している。県には、これらの団体と連携・協力して基本計画に掲げる施策の総合的かつ計画的な推進を図る必要があり、円滑に各施策が推進されるよう総合調整の機能を発揮することが期待される。

こうしたことから、多様な関係団体それぞれが主体的に取り組めるよう、団体が大きな役割を担う取組を中心に、各団体の役割の明示や、関係団体も参画した進行管理の実施について検討されたい。

2. 清流の国ぎふ森林・環境基金事業の評価について（意見）

<第4 IV 2. ~4. 参照>

清流の国ぎふ森林・環境税事業の評価については、県民からの意見の反映や事業過程の透明性を確保するため、外部有識者や県民の代表者等で構成される第三者機関「清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会」を設置し、基金事業への意見や提案、事業実施後の評価を実施している。事業評価の実施スケジュール及び事業計画・事業評価、議事録、事業成果報告書についても、岐阜県公式ホームページ上で公表されている。

恵みの森づくり推進課においては、清流の国ぎふ森林・環境税事業推進事業

として、上記「清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会」を運営するとともに、森林・環境税を活用した各種事業の概要や事業過程、達成状況などに関する県民理解推進のための広報 PR を実施している。

今回の監査の結果、以下のように現行の事業運営の効率性や効果の観点で課題があると考えられる事業が見受けられた。

(1) 里山林整備事業及び森林地域外危険木除去事業

整備面積を目標指標に設定しているが、近年の事業費の約半分を危険木の除去が占めている状況にある。危険木に関する具体的な判断基準がないため、過度に危険木除去の申請が行われ事業が実施されている可能性がある。そのため何らかの基準を設けて客観的に危険木を判定できるようにすることが望ましい。

(2) 森と木と水の環境教育推進事業

事業が開始されて以降、木育教室は岐阜県下対象施設数の 3 割程度の施設で開催されたにとどまっている。実施施設の実数を増加させることで、より多くの子どもたちに「ぎふ木育」に触れる機会を提供することが適切と考える。

また、今後建築が予定されている木育の常設専用施設において来所者に対しぎふ木育の考え方を指導する立場の指導員である「ぎふ木育指導員」の木育イベントへの参加率も 3 割程度であり、養成した木育指導員を継続して効果的に活用できていない状況である。養成した木育の知識や意欲が低下しないよう、木育指導者の活用できる場の提供や活動実績を高めていくことが適切と考える。

(3) 上流域と下流域の交流事業【参考（環境生活部環境企画課の所管事業）】

実施回数を目標指標に設定しているが、最少催行人数未満でツアーが取りやめになることもあり、事業の効率性については判定できないため、参加率についても設定を検討することが望ましい。

また、平成 29 年度は他県の下流域の海の地域住民が上流域の森・里・川の自然環境について理解する機会が創出されていない。上下流交流ツアーの情報頒布範囲や参加対象について今一度検討が望まれる。

清流の国ぎふ森林・環境基金事業は、年間約 12 億円が継続的に見込まれる森林・環境税を財源として、林政部やその他の各部にまたがり全庁で約 30 事業の様々な事業が実施されており、事業の有効性・効率性よりも事業の確実な執行に重点が置かれる可能性もあると考えられる。恵まれた自然環境を保全・再生し、森林や河川の持つ公益的機能をより高めることができるよう、第三者機関「清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会」において事業の効率性や有効性まで踏み込んだ評価がなされることが望ましい。当該基金事業全体を統括する林政部において、上記の観点での評価が継続的になされるようモニタリングを実施されたい。

3. 木材の利用チャネルの拡大のための取組について（意見）

<第4 V 3. 参照>

林業事業体の活性化の前提として、木材価格の改善が重要であることは共通認識となっており、そのために木材の利用チャネルの拡大が重要である。

県では、木質バイオマスへの支援、公共施設の木造化、木質化促進といった様々な施策を進めているが、より一層の利用先の拡大を図るため、以下について検討されたい。

（1）補助金の評価基準や交付要件の緩和、対象拡大の検討

県産材競争力強化・販路拡大支援事業補助金の事業計画書の評価基準について、提案内容の実現可能性を考慮しつつも中小規模の事業主体が排除されないような表現の検討が望まれる。

また、ぎふの木で内装木質化支援事業費補助金の交付要件として、県内に新築する戸建て住宅であることや、構造材に県産材を利用することを求めているが、県産材の需要拡大を目的とする場合、消費者側により多くの選択肢が用意されていることが望ましいと考えられる。より多くの消費者の需要を呼び起こすため、要件緩和を検討されたい。

さらに、木質バイオマス利用施設導入促進事業費補助金についても、現在の対象事業が熱利用設備に限定しているように見受けられるが、木質バイオマス発電対応設備についても対象に含めることにより、近年開発が進んでいる小規模木質バイオマス発電設備の普及を促進する可能性が高いため、対象拡大の検討の余地があると考えられる。

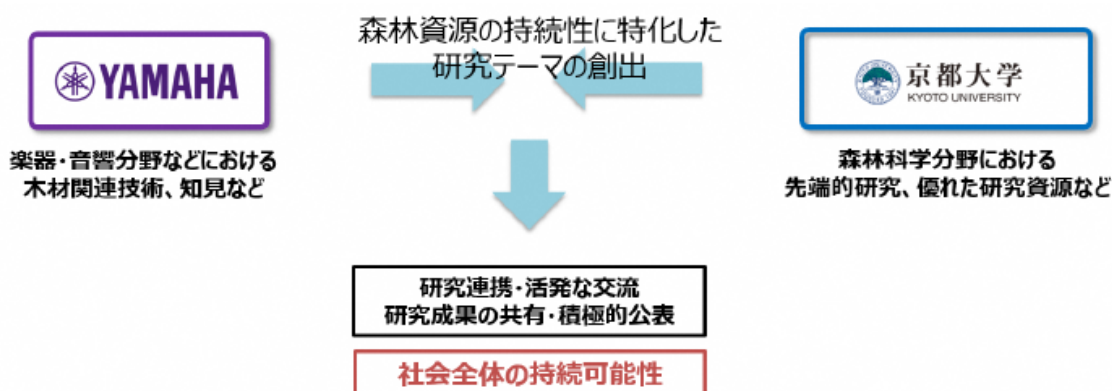
(2) 外部の研究機関や民間企業との連携

近年、国立研究開発法人や国立大学法人における研究機関と民間企業による共同研究が盛んとなっており、そのテーマとして森林資源の活用に関するものも有望視されるものが増えている。

岐阜県は、内部に森林研究所という研究機関を擁しているが、岐阜県の森林の独自性を活かした利用チャネルの開発のため、外部の研究機関や地域の民間企業と連携することも検討の余地があると考える。

<例① 京都大学とヤマハにおける森林資源に関する連携協定>

ヤマハと京都大学が締結した包括的研究連携協定は、3年間の連携期間において、ヤマハが従来培ってきた楽器製造の知見や様々な技術開発の知見と、京都大学が数々の研究で蓄積してきた森林・木材分野の基礎的知見等をバックグラウンドとして、森林資源と社会の持続可能性という共通の課題に対して、産学連携の下で包括的にアプローチしていくことを目的とする。



<例② 産業技術総合研究所などの研究グループにおける改質リグニンの自動車内外装部品への利用に向けた研究開発>

国立研究開発法人 産業技術総合研究所、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所、株式会社 宮城化成らの研究グループは、株式会社 光岡自動車と共同で、スギから抽出した改質リグニンを樹脂成分として用いたガラス繊維強化プラスチック製の自動車内外装部品を世界で初めて実車に取付評価試験を開始する。

今後は、一年程度をかけて紫外線、温度変化などによる自動車内外装部

品の変化をモニターして、長期間、十分実用に耐えるかどうかを確認する。改質リグニンの生産開始が予定される 2022 年に改質リグニンを用いた GFRP 製自動車部品を用いた環境にやさしい自動車としてのブランド化を目指す。

4. 新たな森林経営管理システムに備えた体制の整備について（意見）

<第4 I 3. 参照>

平成 31 年度より森林経営管理法が施行され、新たな森林経営管理システムが開始することとなっている。このシステムは、農地における集約施策と基本的に同じ考え方に基づくもので、経営の意欲と能力のある林業経営者に、その意欲のない森林所有者が経営を委ねることを促して森林の施業の集約化を図り、効率的な経営により持続的な森林経営を確保するためのものである。

このシステムで中心的な役割を果たすのは市町村であり、県の役割は、国とともに市町村に対し、経営管理に必要な助言・指導、情報の提供等を行うことであり、具体的には、市町村職員向けの研修、高精度の森林情報の整備、森林技術者の確保・育成等に取り組むこととされている。

しかし、以下について課題があることが明らかとなった。

（1）高精度の森林情報の整備について

森林簿に記載されている森林の小班数約 140 万件のうち、森林簿上所有者不明となっている森林の小班数が平成 30 年 3 月 31 日現在で 16,302 件存在する。所有者不明がある場合は、森林の施業集約化を阻害する面があるため、県は本来、計画的に森林簿の所有者不明の解消を図る必要がある。

一方、森林の所有者情報は、森林法の改正を受けて、平成 31 年 4 月より市町村が林地台帳により管理することとなっているため、二重行政解消の観点も踏まえ、県が管理する森林簿の所有者情報の取扱い等について、市町村と連携して検討することが適切である。県が有する森林簿の森林資源情報と、林地台帳の所有者情報を連携して活用するため、県は市町村と連携して、クラウド技術を活用した情報共有を推進することが望ましい。

また、農林事務所において、保安林の保全情報を管理するため保安林管理図を作成しているが、対象となる区域を手書きで修正・加筆して作成している。情報管理の効率化の観点から、保安林管理図の地番情報と連携できるように森林簿の地番情報を見直し、森林簿上に保安林情報を登録して情報の一

元管理をできるようにすることが望まれる。

森林の施業集約化は、森林の多面的機能の発揮及び林業の成長産業化を図るための根幹となる施策であり、その推進に重要な役割を果たす森林情報を高精度かつ活用しやすいものとするため、その確実な整備を要望する。

(2) 森林技術者の確保・育成について

基本計画において、林業人材の確保・育成に関し、以下の課題が認識されている。

- ① 市町村の林務担当職員が少ない
- ② 戦後の経済成長期の社会環境とは条件が異なるため、主伐後の植栽・保育に係る人材育成や技術普及が進んでいない
- ③ 森林技術者数は年々減少しており、60歳以上の割合が高いのに対し30歳未満の割合が低い

このうち③については、就業支援により森林技術者数を増やすため、森林技術者数を目標の一つに設定している。しかし、平成29年度の実績は932人と、目標値の1,141人を大きく下回り、基準年(平成27年度)実績の947人をも下回った。その原因について県は、新規就業者は51人となったが定年退職等も多いため、さらなる就業希望者の掘り起こしと定着支援が必要と分析しており、平成30年度より「森のジョブステーションぎふ」を森林公社に設置し、無料職業紹介事業を開始している。

しかし、無料事業で双方の取組姿勢が低調な場合には中長期的な人材確保・育成に必ずしもつながらない可能性があると考えられる。成功報酬制を導入した場合、経営が厳しい林業事業体が無料職業紹介所の活用に移行するおそれもある一方、林業事業体の活用姿勢にさらに真剣度が増すとともに、森のジョブステーションぎふの取組姿勢もさらなる改善が期待され、目的である就業の成立が増加することが想定される。よって、職業紹介事業における成功報酬制の導入について、上記のメリット及びデメリットの双方を考慮のうえで検討されたい。

5. 岐阜県森林公社及び木曾三川水源造成公社の長期収支の継続的モニタリングについて（意見）

＜第4 VIII 2. ～3. 及びIX 2. 並びにIX 5. 参照＞

岐阜県森林公社（以下「森林公社」という。）及び木曾三川水源造成公社（以下「三川公社」という。）では、ホームページで経営状況や長期収支試算を公表している。しかし、①両公社とも、分収割合の変更が100%達成される想定であり、また、②森林公社においては、平成28年度以降、長期収支試算そのものを見直していない。分収割合の変更の進捗率や木材価格等について、現状をできる限り反映すべきである。

今回の監査で、監査人が平成30年3月末現在の事業環境等を鑑み、より現実的な前提条件を設定して試算を行ったところ、下表のとおり、公表されている試算結果より厳しく、多額の収支不足が見込まれることとなった。

＜長期収支試算の補正試算結果＞

①森林公社 (単位：百万円)

| 区分 | 公表試算 | 分収割合補正 (監査人試算) | 単価補正 (監査人試算) |
|-------|-------|-------------------|-----------------|
| 収支見込額 | 4,486 | 3,423 | △1,842 |

②三川公社 (単位：百万円)

| 区分 | 公表試算 | 分収割合補正 (監査人試算) |
|-------|------|-------------------|
| 収支見込額 | 113 | △4,514 |

これら2団体を含む林業公社は、全国に44団体設立されたが、森林整備等の財源を造林補助金以外は県等の地方自治体や日本政策金融公庫、市中金融機関からの借入金に依存していることから、多額の累積債務を抱え、また、林業の採算性の悪化により極めて厳しい状況にさらされ、18団体が解散又は合併に至っている。

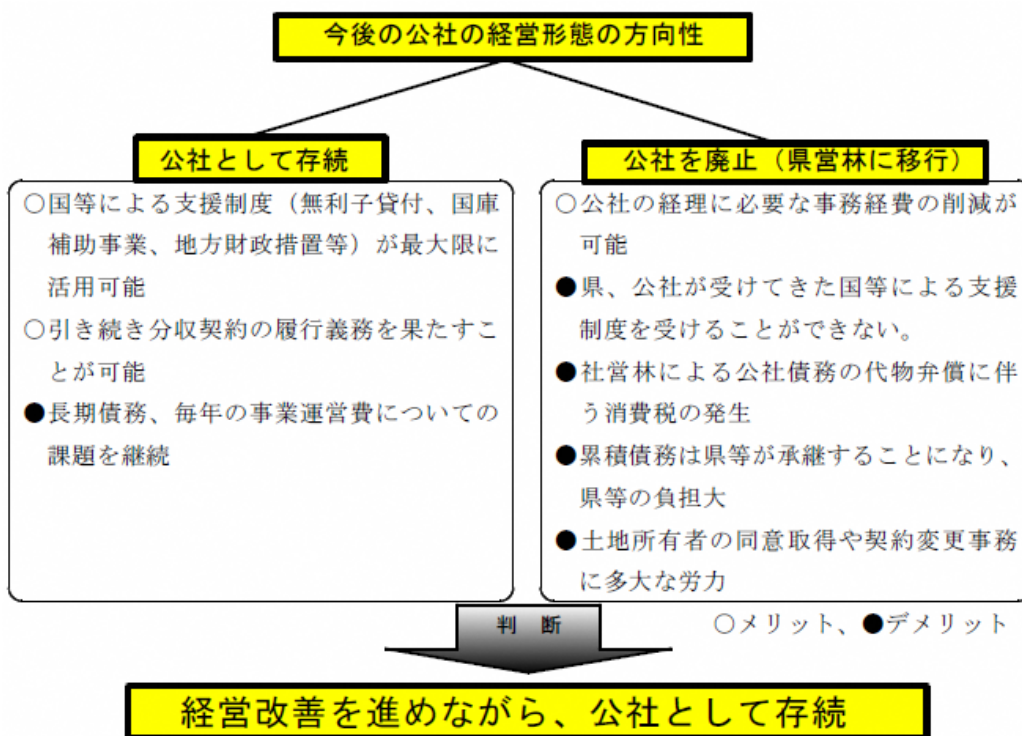
平成23年3月に、県が設置した岐阜県森林整備法人経営改善検討会が、「岐阜県森林整備法人の今後の経営対策及び森林整備のあり方に関する提言書」において、次頁の図のとおり存廃それぞれの影響を考慮し、「経営改善を進めながら公社として存続」という方向性を提言した。

これを受けて、両公社は「経営改善計画書」を策定し、これに基づき積極

的に支出の削減と収入の増加に取り組むほか、長期収支の試算も含め経営状況をホームページで公表しているが、現状の事業環境を踏まえると、予断を許さない状況であることが今回の試算で明らかになったものといえる。このように両公社を取り巻く環境は絶えず変化していることから、逐次、経営状況について検証・公表を行っていく必要がある。

また、森林公社では、分収林計画を10年に一度しか見直さない。さらに、「林業公社会計基準」が平成23年3月に制定され、減損会計の概念も導入されており、より森林資産の情報開示の充実が要請されているが、三川公社においてすでに森林資産の回収見込額が帳簿価額の53%と減損処理の判断基準値に近づいている中で、算定的前提である分収割合が現状を踏まえられていない。これでは、自団体の財務状態の変化の把握が遅れ、対応の時期が遅れるリスクがある。

よって県は、少なくとも年度ごとの事業計画の開示や、森林資産の回収見込額の算定の精緻化等を指導するとともに、2団体の経営状況について、継続的にモニタリングを行っていく必要があると考える。



（出典：平成23年3月 岐阜県森林整備法人経営改善検討会「岐阜県森林整備法人の今後の経営対策及び森林整備のあり方に関する提言書」）

6. 地方自治体から国への積極的な施策等の発信について（意見）

<第4 VI 2. 及びVIII 7. 参照>

森林・林業・木材産業施策は、総じて国（林野庁）のトップダウンの政策になっており、森林整備など様々な分野において国の補助金行政が行われている影響で、地方自治体における創意工夫が狭められている面があると考えられる。しかし、森林・林業・木材産業の状況は各地域で異なっているため、それに適合する施策もそれぞれ異なっていてしかるべきである。また、国の制度で現場の実情を考慮していないこともある。よって今後は、国の制度で実効性を高める取り組みの提案をボトムアップで発信していくことが、地方自治体に強く求められるものと考えられる。

例えば、現状では国の制度で主伐に対する補助金は認められていないが、岐阜県では現状の主伐のペースでは100年後に20歳級までの森林面積が全体の1割ほどになってしまうことが予想され、森林の多面的機能の重視、土砂災害防止機能の維持・強化の重要性を考慮するならば、主伐への補助の導入もインセンティブとして検討に値するものと考えられる。

また、緑の青年就業準備給付金について、国の実施要領及び業務取扱要領には支給額が上限に達しない場合の支給方法は特定されていないため、県と協議して均等支給しているが、成績に応じて給付金を支給するなど給付金の効果的な支給方法を県と協議し、国に対し制度への反映を働きかけることを検討することが望まれる。

7. 「SDGs」に関連づけた取り組みの推進について（意見）

<第4 III 2. 参照>

2015年9月に開かれた「国連持続可能な開発サミット」では、150を超える国連加盟国首脳参加のもと、17のゴールと169のターゲットからなる「SDGs」(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)が採択されている(次ページの図1参照)。

17の目標の中には「12: つくる責任・つかう責任」と「15: 陸の豊かさも守ろう」という項目が含まれており、「森林資源の持続可能性」も重要なテーマの一つである。現在、SDGsに関連する様々な取組を官民が連携して推進している。3. で採り上げた例①の取組もその一つである。

自治体においても、この取組が地域の雇用創出やイメージ向上につながることから、前向きに進めようという機運が高まっている(次ページの図2参照)。

<図1：SDGsにおける17のゴール（目標）>



(出典：平成31年1月 外務省ホームページ「『持続可能な開発目標』(SDGs)について」)

<図2：自治体におけるSDGsに関連する取組事例（北海道下川町）>

■ SDGs達成に資する取組

「地域資源の森林を最大限に活用」

循環型森林経営を進めるとともに、広葉樹資源の家具用材としての高付加価値利用、森林バイオマス利用拡大のための原料供給体制の構築など、木質資源のトータル活用に向けた取組を実施。

しもかわちょう
〈北海道下川町〉



下川町産広葉樹の机



下川町産広葉樹のお食い初めセット

(出典：平成30年12月 林野庁ホームページ「森林・林業・木材産業の現状と課題」)

そこで、県にはSDGsに関連する県下の各主体（市町村、公社、森林組合、林業事業体などの関連団体）の自主的な取組をとりまとめて紹介するプラットフォームの設置を提案したい。

県内の各主体における森林の保護育成の機運を醸成することにより、森林に対する県民の関心が高められ、参画者の増加に資することが期待される。またそれにより、森林総合教育センター（仮称）などの関連施設整備費へのクラウドファンディングのような取組における賛同者の獲得につながるなど、施策の持続可能性の向上への寄与が期待される。

第4 外部監査の結果—個別的事項—

I 林政課

1. 林政課の概要

(1) 業務内容

森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな環境と暮らしを守り活力ある地域社会を実現する。

- ① 森林・林業に関する総合企画及び調整に関すること
- ② 岐阜県森林づくり基本条例、森林づくり基本計画に関すること
- ③ 森林簿、森林調査、森林地理情報システムに関すること
- ④ 森林組合等の団体の検査監督に関すること
- ⑤ 林政部の人事・予算に関すること

(2) 目標

岐阜県森林づくり基本条例の3つの基本的施策の柱のもと、揺るぎない長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくりを推進する。

- ① 県民の生命・財産と良好な環境を守る、健全で豊かな森林づくりの推進
- ② 森林資源の循環利用を通じて活力ある地域社会を実現する、林業及び木材産業の振興
- ③ 社会全体で森林づくりを支える、人づくり及び仕組みづくりの推進

2. 100年の森林づくり計画策定事業について

(1) 概要

事業費 7,732千円(当年度決算額)

<財源内訳>

| 区分 | 事業費 | 財源内訳 | | | |
|--------|--------|-------|-----|----|--------|
| | | 国庫支出金 | 諸収入 | 県債 | 一般財源 |
| 最終予算額 | 10,600 | | 3 | | 10,597 |
| 当年度決算額 | 7,732 | | 1 | | 7,731 |

<事業費(当年度決算額)の積算内訳>

| 事業内容 | 金額(千円) | 事業内容の詳細 |
|------|--------|-------------|
| 旅費 | 8 | 雇員共済費 |
| 賃金 | 420 | 雇員賃金 |
| 旅費 | 492 | 業務旅費 |
| 需用費 | 76 | 消耗品費 |
| 委託料 | 6,736 | 地域検討会開催業務委託 |
| 合計 | 7,732 | |

(事業目標)

平成28年度に、100年の森林づくり計画(以下、「森林配置計画」という。)モデル事業で県が策定した森林配置基準及びゾーニングを基に、各市町村において地域検討会を開催し、独自の森林配置計画を策定するとともに、地域の森林のマスタープランである市町村森林整備計画に反映する。
これにより、県内すべての民有林について、望ましい森林配置の実現を目指す。

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業開始前 | 指標の推移 | 現在値 | 目標値 | 達成率 |
|-----------------------|------------|-------|------------|--------------|-----|
| 「100年の森林づくり計画」策定割合(%) | 0 (H28) | — | 0 (H28) | 100 (H33) | — |

森林配置計画とは、気候や地形の自然条件、生物多様性や資源量等の諸条件により木材生産林(木材生産に適した森林)、環境保全林(木材生産に適していない森林)、観光景観林(市町村が観光振興上重要であると認める森

林等)、生活保全林(市町村が住民の生活環境保全上重要であると認める森林等)の4つの望ましい森林区分を設定し、将来の望ましい森林の姿を示した計画である。

また、市町村森林整備計画とは、森林法第10条の5に基づき、市町村長がその区域内の地域森林計画対象民有林について5年ごと10年を1期として樹立する造林から伐採に至るまでの総合的な森林整備計画である(『第3期岐阜県森林づくり基本計画』93頁参照)。

(2) 手 続

森林配置計画策定事業に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

① 「岐阜県森林づくり基本計画に基づく平成29年度施策の実施状況報告書」に記載された数値の誤りについて(指 摘)

「岐阜県森林づくり基本計画に基づく平成29年度施策の実施状況報告書」(以下、「実施状況報告書」という。)4頁の1行目から5行目までに下記の記載がある。

◆市町村森林整備計画への反映

- 森林配置計画の市町村森林整備計画への反映について、市町村担当者会議で説明するとともに、地域検討会においても、随時協力を依頼しました。
- その結果、策定した森林配置計画のうち、64.0%が市町村森林整備計画に反映されました。

64.0%という数値は「森林配置計画の策定状況(平成29年度末現在)」(以下、「策定状況」という。)を元に計算している。この数値は市町村から提出された数値であり、策定状況の市町村森林整備計画反映面積に2件の数値誤

りが存在しており、正しい面積を基に計算した数値は 63.8%であった。

(面積:ha)

| 岐阜県合計 | 森林配置計画策定面積 (A) | 市町村森林整備計画反映面積 (B) | 市町村森林整備計画反映割合 (B/A) |
|------------|----------------|-------------------|---------------------|
| 誤った面積を基に計算 | 377,604.53 | 241,499.09 | 64.0% |
| 正しい面積を基に計算 | 377,604.53 | 240,982.15 | 63.8% |

この誤りが発見されないまま公表に至った原因は、策定状況の市町村森林整備計画反映面積以外の数値を確認する体制は存在していたが、当該面積を確認する体制が存在していなかったとのことであった。

実施状況報告書は、岐阜県森林づくり基本条例第 12 条第 8 項の規定により、基本計画に基づく施策の実施状況について毎年度県議会に報告し、その結果を公表するために作成したものである。また、点検・評価の結果は、次年度の事業計画や予算に反映される。よって、市町村森林整備計画反映面積を確認する体制を整備し、実施状況報告書には正しい数値を記載する必要がある。

② 森林経営管理法に基づく調査結果の森林配置計画への反映について（意見）

平成 31 年 4 月 1 日に森林経営管理法が施行され、新たな森林管理システムが始まる。市町村は、その区域内に存する森林の全部又は一部について、当該森林についての経営管理の状況、当該森林の存する地域の実情その他の事情を勘案して、当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、経営管理権集積計画を定めるものとする（『森林経営管理法』第 4 条第 1 項）。また、市町村は経営管理権集積計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、集積計画対象森林の森林所有者に対し、当該集積計画対象森林についての経営管理の意向に関する調査（以下、「経営管理意向調査」という。）を行うものとする（『森林経営管理法』第 5 条）。

森林配置計画を策定した市町村の大部分は、森林配置計画を市町村森林整備計画に反映している。しかし、市町村が経営管理意向調査を行い、経営管理権集積計画を定める中で、森林の状態をより詳細に把握できる可能性がある。その場合には、策定した森林配置計画を変更し、市町村森林整備計画も

変更するように岐阜県から市町村に要請することが適切と考える。

3. 森林情報の管理について

(1) 概要

① 森林情報について

地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となった者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない（『森林法』第10条の7の2第1項）。そして市町村から所有者変更の台帳の提供を受けて、林政課の職員が下記の手続により、県の森林GISデータを更新する。

- i 所有者変更の通知及び法務局の登記情報を市町村から受取る。
- ii 市町村から登記情報を受取ることができない場合は、林政課の担当者が法務局から登記情報を取得する。
- iii 登記情報を元に森林の所有者変更を確認する。
- iv 変更後の所有者に県の所有者番号がすでに付されていれば森林GISデータにその番号を入力し、所有者番号が割り当てられていなければ新しく番号を付けて森林GISデータを入力する。

市町村から森林情報の変更の通知を受けた場合に、地形や地籍の変更に関する森林GISデータの更新は、林政課の職員が行う。しかし、所有者情報の変更に関する森林GISデータの更新は林政課の職員と雇用した職員が行う。

また、市町村の地籍調査により森林情報に変更があることが分かった場合に、地形や地籍の変更に関する森林GISデータの更新は、県が委託した業者が行う。しかし、所有者情報の変更に関する森林GISデータの更新は林政課の職員と職員が行っているとのことである。

② 森林経営受託者について

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は、森林経営計画を作成する。森林経営計画は、一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的とする5年間の計画であ

る。

森林の施業や保護が行われていない森林の経営を受託しようとする森林組合や林業事業者は、自ら森林所有者を調べ 5ha 以上の受委託契約を締結後、県と受委託契約を締結した森林の周囲の森林の 10 倍の面積まで、森林簿の貸与を受けることができる。森林簿の貸与とは、森林経営計画作成のため、県が森林簿をデータで貸し出すもので、当年度末までを貸与期限とし、期限終了後には、データ消去と廃棄及びその結果の県への報告までを義務づけている。

③ 保安林について

林野庁による保安林制度の説明によると、保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林である。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

岐阜県の私有保安林面積は、私有林面積の約 36% に当たる 249 千 ha であり、そのうち約 98% が国の権限に係る保安林となっている。現在、保安林の指定及び解除業務のほとんどが、国の権限に基づく保安林に係るものである。

なお、全国森林計画（平成 28 年度から平成 30 年度）に、水源のかん養や災害の防備のための保安林の指定面積等が定められており、その指定・解除の調査等について、県（林政部治山課）が国の委託を受けて実施している。森林法第 25 条第 1 項により国の直接執行とされている重要流域内の私有保安林について、国から委託を受け、以下について適正かつ円滑な整備、管理を行っている。

- ・ 保安林の指定・解除調査事務
- ・ 保安林の指定施業要件変更調査事務
- ・ 保安林の指定・解除通知事務
- ・ 保安林の損失補償事務
- ・ 保安林適正管理調査事務
- ・ 特定保安林選定調査事務
- ・ 保安林保全情報整備事務

< 保安林に関する規制 >

【伐採の制限】

保安林の指定施業要件：立木の伐採方法及び伐採限度、並びに伐採後に必要となる植栽の方法、期間及び樹種が定められている。

| 伐採方法 | 手続方法 | 手段 | 提出先 | |
|------|-------------|---------------------------|----------------------------|-------|
| 禁伐 | 伐採が禁止される。 | — | — | |
| 主伐 | 択伐 | 天然林の択伐には知事の許可が必要となる。 | 伐採を開始する日の前30日までに申請 | 農林事務所 |
| | | 人工林の択伐には届出が必要となる。 | 伐採を開始する日の前90日から20日までの間に届出 | 農林事務所 |
| | 皆伐 | 知事の許可が必要となる。 | 皆伐限度面積の公表の日(年4回)から30日以内に申請 | 農林事務所 |
| 間伐 | 間伐届出が必要となる。 | 伐採を開始する日の前90日から20日までの間に届出 | 市町村 | |

(注意事項)

※1 主伐(択伐・皆伐)は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に満たない立木は伐採できない。

※2 樹冠疎密度が80%に達していない森林は間伐できない。

※3 皆伐限度面積の公表の日は、2月1日、6月1日、9月1日、12月1日(土日祝祭日は除く)の年4回である。

【植栽の義務】

立木を伐採した後、植栽をしなければ、元の森林状態を回復しない場合には、伐採跡地への植栽が義務付けられる。

| 植栽方法 | 満一年生以上の苗を、概ね1ha当たり保安林の指定時に定めた本数以上の割合で均等に分布するように植栽する。 | | | |
|------|--|-------------|--------|----------------|
| 植栽期限 | 伐採を終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽する。 | | | |
| | 伐採年度 | 翌伐採年度 | 翌々伐採年度 | 2年を超えると義務違反になる |
| | 伐採日 | ← 2年以内に植栽 → | | |
| 植栽樹種 | スギ、ヒノキ、マツ、その他高木性の樹種等 | | | |

【土地の形質の変更】

保安林内で行う作業のうち、その保安林の働きが損なわれない場合に限り許可を受けることができる。また、許可終了後は森林への復旧が必要となる。

| 行為の内容 | 具体的内容の例示 | 許可期間 | 手続方法 | 手段 | 提出先 |
|---|---|---|---------|-------------------|-------|
| 竹の伐採、木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉等の採取、土石・樹根の搾取、開墾等の行為 | — | 植栽指定のある森林： 最長2年 植栽してのない森林： 最長10年 | 知事の許可必要 | 行為を開始する前30日を目安に申請 | 農林事務所 |
| 森林の施業・管理に必要な施設 | 車道幅員4m以下の林道・作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線等 | | | | |
| その他行為 | ①幅1m未満の線的な施設設置(水路等) ②500㎡未満かつ切盛高さ1.5m未満の点的施設設置(標識、掲示板等) ③一時的な変更行為 | | | | |
| 許可不要の行為： | ①造林または保育のために行う地ごしらえ、下刈、つる切りまたは枝打 ②倒木または枯死木の伐採等 | | | | |

(注意事項)

※これらの行為に伴い立木伐採が必要な場合は、別途伐採の許可または届出が必要となる。

(出所) 岐阜県山林協会「保安林 Protection Forest」

(2) 手 続

森林情報に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

① 所有者不明となっている森林簿データについて（指 摘）

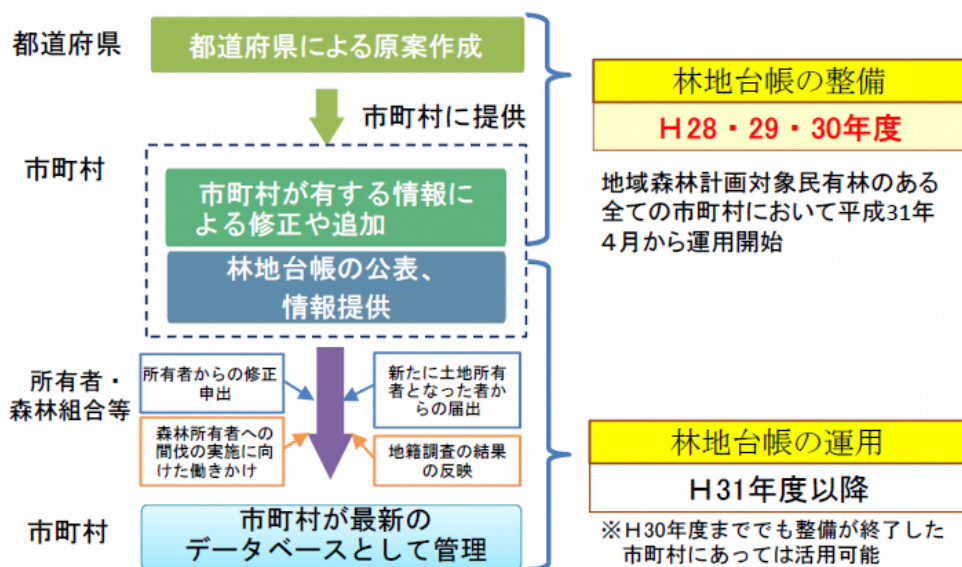
森林 GIS データの更新作業は、年間を通して実施されているが、地域森林計画を策定する森林計画区の林地異動及び伐採情報に基づく森林情報の更新を優先するため、その他の森林計画区の一部の所有者情報において確認と反映がされていない。所有者情報の変更を森林 GIS データに反映できなかった場合には、森林簿では所有者不明となる。森林簿に記載されている森林の小班数は約 140 万件であり、平成 30 年 3 月 31 日現在で、森林簿上所有者不明となっている森林の小班数は 16,302 件存在する。

（１）概 要②で述べたとおり、森林の施業や保護が行われていない森林の経営を受託しようとする森林組合や林業事業者等は、県より貸与された森林簿情報を参考に受委託契約の拡大を図るが、所有者不明がある場合は、登記簿情報等の確認等で時間を要することとなり、森林の施業集約化を阻害する面がある。そのため、県は本来、計画的に森林簿の所有者不明の解消を図る必要がある。

② 市町村の林地台帳と森林簿の連携について（意 見）

一方、森林の所有者情報は、森林法の改正を受けて、平成 31 年 4 月より市町村が林地台帳により管理することとなっている（下図 1 参照）。

<図 1 林地台帳の整備・運用スケジュール>

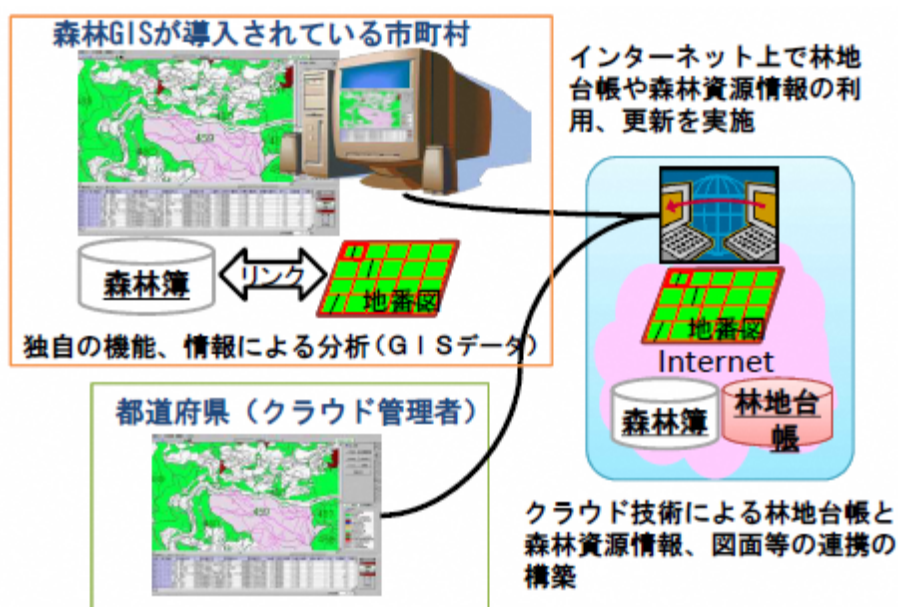


(出典：林野庁ホームページ「林地台帳制度について」より)

よって、平成31年4月以降は基本的に、森林経営受託者が所有者情報を求める窓口は市町村となることが想定されるため、二重行政解消の観点も踏まえ、県が管理する森林簿の所有者情報の取扱い等について、市町村と連携して検討することが適切である。

林野庁の施策（下図2参照）を踏まえると、県が有する森林簿の森林資源情報と、林地台帳の所有者情報を連携して活用することが重要である。よって、森林の施業集約化を促進するため、県は市町村と連携して、クラウド技術を活用した情報共有を推進することが望ましい。

<図2 林地台帳情報と森林整備情報の連携>



(出典：林野庁ホームページ「林地台帳制度について」より)

③ 保安林管理図と森林簿の連携について（意見）

農林事務所において、保安林の保全情報を管理するため保安林管理図を作成している。保安林管理図は各地域の地形図に、保安林の対象となる区域を手書きで修正・加筆して作成している。また保安林情報を正確に管理するため、縮尺の異なる地形図を用意し同様に手書きで保安林の区域を記載している。そのため、複数の地形図に手書きで記載しているため記入作業に手間を要し、紙面で保管しているため紛失するおそれがある。

一方で岐阜県では森林簿システムを導入している。森林簿上に保安林管理図の情報を登録できれば情報の一元化ができ、保安林情報管理の効率化に

資することになる。しかし保安林管理図は登記簿謄本の情報に基づいて記録しているが、森林簿は土地所有者からの聞き取り等の情報に基づいて記録しているため、地番情報が整合しないことがある。

そのため、保安林管理図の地番情報と連携できるように森林簿の地番情報を見直し、森林簿上に保安林情報を登録して情報の一元管理をできるようにすることが望ましい。

4. 第3期岐阜県森林づくり基本計画について

(1) 概要

この計画は、平成18年5月に施行された「岐阜県森林づくり基本条例」に基づき、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、知事が定める森林づくりについての基本的な計画である。県の森林づくりに関する計画の最上位に位置づけられるもので、今後策定・変更する森林づくりに関する諸計画は、基本計画との整合性を保つことが求められる。

計画期間は、平成29年度(2017年度)を初年度として、平成33年度(2021年度)を目標年度とする5ヵ年計画とし、社会情勢の変化や県民の意向等に的確に対応するため、必要に応じて随時見直すことができるものとされている(『第3期岐阜県森林づくり基本計画』1,2頁参照)。

(2) 手続

第3期岐阜県森林づくり基本計画に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 第3期岐阜県森林づくり基本計画の目標値の修正について(意見)

平成29年度及び平成30年度の実績値が共に平成33年度の目標値を上回

った場合には、当初計画した施策を達成できたと考えられる。その場合には当初の施策を継続するよりも、現状に合わせて施策を修正した方が有用な場合がある。したがって、平成 29 年度及び平成 30 年度の実績値が共に平成 33 年度の目標値を上回った件名については、平成 31 年度に施策の修正及び目標値の修正を検討することが適切と考える。

平成 29 年度基本計画に基づく施策の実施状況報告書に記載されている中から、平成 29 年度の実績が平成 33 年度の目標値を上回ったものを下記に記載する。なお、平成 27 年度を基準年として計画を立てている。

「観光景観林」整備面積 (ha)

| 年度 | 基準年 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
|----------|---|----------|-----|-----|-----|-----|
| 目標 | — | 70 (毎年度) | | | | |
| 実績 | — | 97 | | | | |
| 達成率 | — | 139% | | | | |
| 達成率の算出方法 | 達成率 (%) = (実績値 ÷ 目標値) × 100 | | | | | |
| 評価・課題 | <p>県下で 3 地域（西濃、東濃、飛騨）の 6 つの観光道路沿いの森林整備を実施し、目標値を上回りました。景観が改善され、観光資源の価値を高めることができました。</p> <p>広域的なエリアを総合的に整備し、新たな観光資源として森林の活用を進めたい市町村のニーズに応える必要があります。</p> | | | | | |
| 今後の方針 | 引き続き、市町村の要望に沿った観光景観林の整備を推進するとともに、平成 30 年度からは、複数年の総合的な整備に要する経費についても助成します。 | | | | | |

高性能林業機械保有台数 (台)

| 年度 | 基準年 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
|----------|---|------|-----|-----|-----|-----|
| 目標 | 累計 | 200 | 205 | 210 | 215 | 220 |
| 実績 | 184 | 224 | | | | |
| 達成率 | — | 250% | | | | |
| 達成率の算出方法 | <p>達成率 (%)</p> <p>= (実績値-H27 基準値) ÷ (目標値-H27 基準値) × 100</p> | | | | | |
| 評価・課題 | 高性能林業機械の導入促進を図るため、国の補助事業等の活用により保有台数が増加し、目標値を上 | | | | | |

| | |
|-------|--|
| | <p>回りました。</p> <p>更なる木材生産量の拡大には、導入支援だけでなく、林業事業者が保有している機械の効率的な活用を進め、生産性の向上を図ることが重要です。</p> |
| 今後の方針 | <p>木材需要先への安定供給を図るため、木材生産量の拡大と生産性の向上に高性能林業機械の導入は不可欠です。効率的な木材生産を推進するため、必要な予算の確保に努め、引き続き林業事業者の機械導入を支援します。</p> <p>また、作業システムの効率化に向けた指導を行い、木材生産量の拡大を促進します。</p> |

製材工場等への木材直送量（万³m）

| 年度 | 基準年 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
|----------|---|------|------|-----|-----|-----|
| 目標 | — | 27 | 27.5 | 28 | 29 | 30 |
| 実績 | 25.7 | 30.1 | | | | |
| 達成率 | — | 338% | | | | |
| 達成率の算出方法 | <p>達成率（％）</p> <p>=（実績値-H27 基準値）÷（目標値-H27 基準値）×100</p> | | | | | |
| 評価・課題 | <p>市場を通さず製材工場へ直接納材するシステム（直送システム）による木材取扱量は、前年度より37,000 m³増加し、目標値を大きく上回りました。</p> <p>近年、大型の製材工場、合板工場の整備が進み、また、木質バイオマスエネルギー利用量が拡大していることから、今後、一層、安定的で効率的な原木供給に取り組んでいく必要があります。</p> | | | | | |
| 今後の方針 | <p>木材の流通は、大量化、広域化しており、計画的、安定的、迅速性が求められています。</p> <p>木材流通の合理化のため、流通に係る支援や集出荷機械等の施設整備を支援するとともに、需要者側のニーズを的確に把握し、ジャストインタイムで供給することができるよう生産と流通の体制強化を図ります。</p> | | | | | |

キノコ生産量（t）

| 年度 | 基準年 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
|----------|--|------------|-----|-----|-----|-----|
| 目標 | — | 3,000（毎年度） | | | | |
| 実績 | 3,136 | 3,530 | | | | |
| 達成率 | — | 118% | | | | |
| 達成率の算出方法 | 達成率（%）＝（実績値÷目標値）×100 | | | | | |
| 評価・課題 | <p>キノコ類については、シイタケ、ナメコ、ブナシメジの生産量が伸びたことから、生産量は目標値を上回りました。</p> <p>最近では生産事業者の減少はないものの、価格が低下傾向にあることから、生産コストの低減や収量の増加を図る必要があります。</p> | | | | | |
| 今後の方針 | <p>キノコ類の生産コストの低減や増収、品質向上に向けた技術開発を引き続き進めます。</p> <p>また、キノコ類の生産工程管理（GAP）の取得を目指す生産事業者への支援を併せて進めていきます。</p> | | | | | |

木質バイオマス利用量（燃料用途）※（千m³）

| 年度 | 基準年 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
|----------|--|--------|-----|-----|-----|-----|
| 目標 | — | 92 | 94 | 96 | 98 | 100 |
| 実績 | 90 | 117 | | | | |
| 達成率 | — | 1,350% | | | | |
| 達成率の算出方法 | <p>達成率（%）</p> <p>＝（実績値-H27 基準値）÷（目標値-H27 基準値）×100</p> | | | | | |
| 評価・課題 | <p>平成26年12月から瑞穂市において整備された木質バイオマス発電施設の稼働が開始されたことで、木質バイオマス利用量は増加しており、平成29年度は目標値を上回る実績となりました。</p> <p>今後も引き続き、燃料需要に応えるため、未利用材を安定供給する仕組みづくりと、地域内で発生した木質バイオマスを地域内で利用する仕組みづくりが必要です。</p> | | | | | |
| 今後の方針 | <p>地産地消型木質バイオマスエネルギーの活用を進めるため、燃料の安定供給体制を構築し未利用端材等の利用拡大を図り、地域分散型の木質バイオマス</p> | | | | | |

| | |
|--|---------------------------------------|
| | 利用施設の整備支援及び地域内において資源循環利用ができる体制を整備します。 |
|--|---------------------------------------|

※木質バイオマス利用量（燃料用途）：原木から木質燃料として加工される利用量。製材端材、木質系廃棄物を除く。

「木育教室」・「緑と水の子ども会議」参加人数（人）

| 年度 | 基準年 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
|----------|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標 | — | 6,300 | 6,400 | 6,500 | 6,600 | 6,700 |
| 実績 | 5,156 | 7,945 | | | | |
| 達成率 | — | 244% | | | | |
| 達成率の算出方法 | 達成率（％） $= (\text{実績値}-\text{H27 基準値}) \div (\text{目標値}-\text{H27 基準値}) \times 100$ | | | | | |
| 評価・課題 | <p>新規の実施は30施設となり、目標値を上回りました。教育機関に「ぎふ木育」が浸透してきています。</p> <p>実施地域が西濃や中濃地域に偏る傾向があったため、東濃地域や飛騨地域において「ぎふ木育」の出前講座を行い、実施施設の掘り起しを行った結果、新たに実施する施設が8施設増加しました。</p> | | | | | |
| 今後の方針 | <p>県内全域で「ぎふ木育教室」、「緑と水の子ども会議」が実施され「ぎふ木育」が定着するよう、引き続き出前講座等の開催により、関係施設や教育機関等へ働きかけを行います。</p> <p>また、市町村の出席する各種会議、木育関係団体、ぎふ森林づくりサポートセンターを活用して広報を行います。</p> | | | | | |

Ⅱ 森林研究所

1. 森林研究所の概要

(1) 業務内容

森林・林業に関する県民の要望に沿った技術開発や調査研究及び技術指導を行うほか、企業からの受託研究を行い、森林環境・生態系の科学的な解明、森林管理技術の解明、森林資源の高度な利用技術の開発し、研究成果により、森林・林産物を通じ、安全で快適な県民生活や産業に貢献する。

(2) 目標

健全で豊かな森林づくりと森林資源の利用を通じた活力ある地域社会を創造する。

- ① 森林環境・生態系の科学的な解明
- ② 森林管理技術の開発
- ③ 森林資源の高度な利用技術の開発

(3) 森林研究所各部の研究内容

① 森林環境部

- ・ 森林機能の解明と向上のための技術開発
- ・ 森林の更新・育成技術の開発
- ・ 森林病虫害・野生鳥獣の被害対策技術の開発
- ・ 森林バイオマス資源の生産と利用技術の開発

② 森林資源部

- ・ きのこの人工栽培技術の開発
- ・ 森林資源の育種・生産技術の開発
- ・ 森林資源の成分利用技術の開発
- ・ 森林作業システムの開発
- ・ 木材（建築材）の利用技術の開発

＜森林研究所の取組＞

■ 森林の管理技術に関する研究



冠雪害発生予測技術の開発

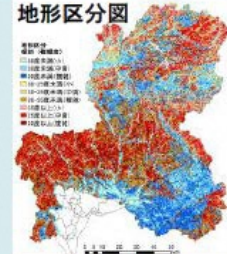


伐採4年後の更新状況
伐採後の更新技術の開発

■ 森林資源の生産・利用に関する研究



簡易貫入試験
丈夫で低コストな作業道開設技術の開発



地形区分図
各種森林情報地図の開発

■ 育種・育苗技術に関する研究



コンテナ苗生産技術の開発



コウゾ高品質化のための栽培技術の開発

■ 県産材の利用拡大に関する研究



高温蒸気式木材乾燥機
品質向上に適した乾燥技術の開発



スギ大径材の加工・利用技術の開発

■ 森林病虫獣害の防除に関する研究

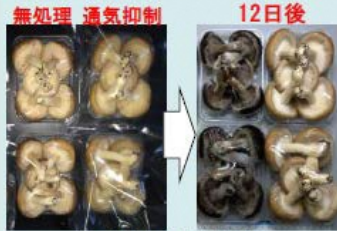


単木的対策
シカ食害防止技術の開発



ヒノキ根株心腐れ病
樹病害対策技術の開発

■ キノコ生産に関する研究



無処理 通気抑制
シイタケの品質保持技術の開発



無添加 添加
食用キノコ栽培における増収技術の開発

(出典：岐阜県森林研究所ホームページ)

2. 森林研究所の研究課題に対する評価について

(1) 概要

森林研究所長は、産業界のニーズ等を把握して研究課題に関する情報の収集に努め、実施が必要な研究課題について研究実施計画書を策定し、林政部長に提出している。林政部長は提出された研究実施計画書を事前評価し、研究課題を決定しており、その後中間評価を行っている。また、プロジェクト研究課題及び重点研究課題については事後評価を行うこととしている。

岐阜県林政部研究課題設定要綱及び岐阜県林政部研究課題評価実施要領を抜粋して記載する。

岐阜県林政部研究課題設定要綱

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 プロジェクト研究課題 県の将来を見据え、戦略的に取り組むべき先行投資的研究課題
- 二 重点研究課題 岐阜県科学技術振興方針で定める重点研究方針において、戦略的な視点により実施する研究課題
- 三 地域密着型研究課題 前号に該当しない、地域のニーズや問題点に対応するため迅速かつ柔軟的に実施する研究課題

(研究課題の評価)

第5条 前条で提出のあった研究実施計画書に基づき、林政部長が研究課題を評価する。なお、分野横断型研究課題については、該当する試験研究機関を所管する各部長に評価を依頼する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究課題の設定に必要な事項は、林政部長が別に定める。

岐阜県林政部研究課題評価実施要領

1 趣旨

この要領は、岐阜県林政部研究課題設定要綱（以下、「要綱」という。）第8条の規定に基づき、研究課題の設定に係る評価に関して必要な事項を定める。また、研究計画の効率的かつ効果的な達成のために行う、実施中、実施後の研究課題の評価に関して必要な事項を定める。

2 評価

森林研究所から提出された「プロジェクト研究課題、重点研究課題、地域密着型研究課題」について、要綱第5条の規定に基づき課題ごとに林政部長が評価を行う。また、「プロジェクト研究課題、重点研究課題」については、課題毎に外部評価員3名による評価を行うことができるものとする。評価は、第1号様式により、事前、中間及び事後に行うこととする。

なお、事後評価は「プロジェクト研究課題、重点研究課題」を対象とする。評価資料は、それぞれ要綱第4条に規定する研究実施計画書、第2号様式（進捗自己評価表）及び第3号様式（事後進捗状況表）とする。

(2) 手 続

森林研究所の研究課題に対する評価に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとする。

① 森林研究所の研究結果に対する事後評価について（指 摘）

平成 28 年度及び平成 29 年度に終了したプロジェクト研究課題及び重点研究課題は無かったため、林政部長による事後評価を行う必要はなかった。しかし、平成 27 年度終了のプロジェクト研究課題（高品質菌床シイタケの安定生産技術の開発）及び重点研究課題（ナラ枯れ被害木のバイオマス利用と低コストな予防法による防除技術の開発）について林政部長は事後評価を行う必要があったが、当該評価を行っていなかった。事後評価を行う際には、林政課担当者は森林研究所から研究成果資料等を受領し、当該成果資料等及び事後研究課題評価表を林政部長に提出し、林政部長が評価する。しかし、林政課担当者が森林研究所から研究結果資料等を受領するのを失念していたため、林政部長による事後評価が行われていなかった。また、林政部長による事後評価が適切に行われたかを確認する内部統制が整備されていなかった。

研究成果を確認するために事後評価を実施することは重要である。プロジェクト研究課題及び重点研究課題について、林政課担当者が網羅的に森林研究所から研究結果資料等を受領したことを確認する内部統制、及び林政部長による事後評価が適切に行われたかを確認する内部統制を整備する必要がある。

3. 森林研究所庁舎警備業務委託について

(1) 概 要

事業費 580千円（当年度決算額）

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | |
|--------|-----|---------|-----|----|------|
| | | 国庫支出金 | 諸収入 | 県債 | 一般財源 |
| 最終予算額 | 680 | | | | 680 |
| 当年度決算額 | 580 | | | | 580 |

<事業費（当年度決算額）の積算内訳>

| 事業内容 | 金額(千円) | 事業内容の詳細 |
|------|--------|-------------------|
| 委託料 | 580 | 夜間・休日の防犯・火災監視業務委託 |
| 合計 | 580 | |

(2) 手 続

森林研究所庁舎警備業務委託に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとする。

① 森林研究所庁舎警備業務委託の長期継続契約について（指 摘）

森林研究所庁舎警備業務は岐阜県会計規則取扱要領第141条関係第1項(2)（特殊技術）に該当するため、随意契約を採用しており、その結果、森林研究所を執行機関として岐阜県は平成元年から同じ業者と契約している。

岐阜県会計規則取扱要領第 141 条関係第 1 項(2)

不動産の質入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるために必要な物品の売却その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

平成 29 年 12 月 19 日に岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例が公布され、公布の日から施行されている。この条例の第 2 条に長期継続契約を締結することができる契約が定められており、次に掲げるものである。

- i 情報通信機器その他の物品を借入れる契約で、翌年度以降にわたり借り入れる必要があるもの
- ii 庁舎の管理その他の役務の提供を受ける契約で、翌年度以降にわたり役務の提供を受ける必要があるもの

長期継続契約を締結することによって、契約書等を每期作成する必要がないため、事務作業を効率化できる。また、単年度支出金額を削減できる可能性がある。上記条例の概要及び対象契約の例示が記載された「長期継続契約の対象契約等について」という文書が平成 29 年 10 月に森林研究所に送付されていたが、森林研究所では森林研究所庁舎警備業務を長期継続契約とすることについて検討がされていなかった。

森林研究所庁舎警備業務に係る仕様書には岐阜県が委託する業務として防犯サービス及び火災監視サービスが記載されている。これは岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 2 項に該当するものである。したがって、森林研究所庁舎警備業務委託の長期継続契約を検討する必要がある。

Ⅲ 森林文化アカデミー

1. 森林文化アカデミーの概要

(1) 業務内容

森林・林業・林産業とその関連産業分野で活躍する人材を育てる県立の専修学校である。

(2) 目標

自然を代表する「森」と再生可能な「木」の活用を通して、自然の循環と一体になった持続可能な社会を築く為、生涯学習の機会を提供する。

(3) 森林文化アカデミー各部門の研究内容

① 専修教育部門

ア. 森と木のクリエイター科

大学卒業程度の社会人等を対象とした、森林利活用分野（林業専攻、森林環境教育専攻）・木材利用分野（木造建築専攻、木工専攻）の現場において指導的立場で活躍できる人材を育成する学科である。

イ. 森と木のエンジニア科

高等学校卒業者を対象とした、林業や林産業の現場で、高い安全性と経済性を両立させて活躍できる技術者を育成する学科である。

いずれも履修期間は2年間で、1学年1学科の定員は20名である。

② 生涯教育部門

一般の方々を対象とした森林・林業、木工、木造建築などの生涯教育講座を「森と木のオープンカレッジ」として開催している。また、専門家を対象とした専門技術者研修も開催している。

③ 技術支援部門

森林文化アカデミーの中に「森林技術開発・支援センター」を配置した。センターには技術普及係と産学官連携係をおき、森林文化アカデミーの有する技術（知識）を普及し、なおかつ、産学官（三位一体）となって森林管理（林業）の問題に取り組んでいく試み（岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム）などを行っている。

（４）森林文化アカデミーの施設案内

森林文化アカデミーは濃尾平野の最北端、岐阜県美濃市にあり、当施設のすぐ西側には清流・長良川が流れ、東側には33haの演習林が広がる。広大な敷地の各所に岐阜県産材で作られた木造の施設群が配置され、新たな森林文化を生み出すインキュベーター（孵卵器）として機能している。

<施設全景>



<センターゾーン>



<テクニカルゾーン>



<森の体験ゾーン>



<宿泊ゾーン>



(出典：岐阜県立森林文化アカデミー ホームページ)

2. 森林文化アカデミーの外部収入について

(1) 概要

森林文化アカデミーでは、施設や教員の専門性を活用して、民間企業等から研究開発業務を受託する事業を平成15年度から実施している。平成29年度については、7団体9件の受託事業を実施し、その収入は3,314千円である。受託事業の他にも検査手数料・生産物売却収入等の外部収入を得ている。

(2) 手続

森林文化アカデミーの外部収入に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることと

する。

① クラウドファンディングの利用について（意見）

クラウドファンディングとは、群衆（Crowd）と資金調達（Funding）という言葉を組み合わせた造語で、インターネットを通じて不特定多数の人に資金提供を呼びかけ、趣旨に賛同した人から資金を集める方法である。クラウドファンディングには、支援者が金銭的なリターンを得ることができる投資型と、金銭以外の物やサービスを受取ることができる非投資型がある。また、プロジェクトの性質や資金を援助する支援者へのリターン（特典）の在り方によって、3つの種類に分けることができる。

i 購入型クラウドファンディング

非投資型の代表的なタイプであり、プロジェクト起案者は目標額と期限を設定し、支援者を募る。支援者へのリターンとしては、市場に出回っていない物やサービス、権利といった金銭以外の特典を設定する。

ii 寄附型クラウドファンディング

非投資型であり、集まった資金は全額寄附となるため、基本的に支援者にリターンは発生しない。

iii 金融型クラウドファンディング

投資型であり、支援者に金銭的なリターンが発生する。

また、クラウドファンディングでの資金調達の主なメリットを下記に記載する。

i 不確実性の高い事業でも資金調達の可能性がある。

ii 支援者へのリターンを現金以外で設定することができる。

iii クラウドファンディングを行うことにより、まだ世の中で知られていない商品や施設を認知してもらうことができる。

iv 支援者はプロジェクトに賛同しているため、商品や施設のファンとして資金提供後も商品や施設を利用してくれる。

森林文化アカデミーでは、森林総合教育センター（仮称）を平成 32 年度に本格オープンする予定であり、その建設費用 93,000 千円を県が負担する予定である。また、県は公益社団法人岐阜県森林公社における白山白川郷ホワイトロード改良維持補修事業に毎年補助金を支出しており、平成 29 年度は 131,800 千円を支出した。このような費用を調達するためにクラウドファ

ンディングを利用することが考えられる。実際に、北海道では地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、平成 30 年 9 月 10 日に株式会社 ACTNOW にチミケップ湖エリア活用プロジェクトのクラウドファンディングに係る寄附金収納事務を委託している。上記プロジェクトの内容を下記に記載する。





その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

チミケップ湖エリア活用プロジェクト事業 ～ご寄附のお願い～

北海道津別町の道有林内にある「**神秘の湖！チミケップ湖**」。
周辺の森林は、針広混交林が、自然のまま広がり、貴重な動植物の生息の場となっています。



【概要】チミケップ湖は面積1.2km²、周囲7.5km、原始の森にひっそり佇む湖です。

【アクセス】北見市から車で40分程度
津別町から車で35分程度

【施設】駐車場、キャンプ場、ホテル各1



「チミケップ湖」の周囲には「**遊歩道**」があり、貴重な森林内を巡る散策路となっていますが、台風などの災害による影響で、倒木など危険な状況です。

そのため、**クラウドファンディングで資金を集めて整備し**、再び多くの皆様に、チミケップ湖の美しさに触れていただきたいと考えています。

皆様のご協力・ご支援をお願いします！！

募集期間：H30.9.28(金)～H30.12.14(金)
目標額：220万円
寄附方法：受託業者（株式会社ACTNOW）のHPから、ご寄附をお願いします。
寄附特典：散策ツアーへの参加権
 記念プレートへの氏名掲載 など



（出典：オホーツク総合振興局 HP）

森林総合教育センター（仮称）の建設及び白山白川郷ホワイトロード改良

維持補修事業に係る支出の一部をクラウドファンディングで調達することを県では検討したことはないとのことである。しかし、森林総合教育センター（仮称）及び白山白川郷ホワイトロード改良維持補修事業に対する支出を削減すると共に、上記施設の知名度を上げること及び上記施設の利用者を増やすため、クラウドファンディングの利用を検討することが適切と考える。

3. 宿泊施設の利用について

(1) 概 要

森林文化アカデミーで宿泊を伴う講習及び研修がある場合に、受講者は宿泊施設である森のコテージを使っている。森のコテージは六角形ユニットで構成され、大小様々な部屋が 15 部屋あり、最大 30 人が利用できる。厨房、食堂、洗面所、共同浴室、談話室も備えているが、素泊まりですべてセルフサービスである。森のコテージの平成 29 年度稼働状況を下記に記載する。

| 利用部屋数 | 0 | 1～3 | 4～6 | 7～9 | 10～12 | 13～15 | 合計 |
|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-----|
| 日数 | 173 | 55 | 40 | 9 | 3 | 85 | 365 |
| 割合 | 47.4% | 15.1% | 11.0% | 2.5% | 0.8% | 23.3% | - |

(2) 手 続

宿泊施設に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

①宿泊施設を利用した林業体験宿泊について（意 見）

森のコテージの部屋が全く利用されていない日が 173 日間（47.4%）あり、利用が 6 部屋以下の日は 268 日間（73.5%）ある。宿泊を伴う講習や研修は

毎日実施されているわけでは無いため、森のコテージの稼働率は低い。今後宿泊を伴う講習や研修が著しく増加することは考えられないため、別の方法で稼働率を上げていく必要がある。

そこで、講習及び研修が行われていない日に林業体験宿泊を行えば、稼働率を上げることができる。森林文化アカデミーには実習のための森林や様々な機械があるため、宿泊者がそれらを利用して林業を体験することができる。この林業体験宿泊の目的は、林業の認知度を上げて、林業就業人口の増加に繋げることである。今後、森のコテージを利用した林業体験宿泊の実施を検討することが望まれる。

IV 恵みの森づくり推進課

1. 恵みの森づくり推進課の概要

(1) 業務内容

環境を重視し、森林を守って活かす「恵みの森づくり」の推進のため、下記の活動を行う。

- ① 清流の国ぎふ森林・環境税に関すること
- ② 里山林の保全、利活用に関すること
- ③ 木育の推進に関すること
- ④ 県民との協働による森林づくりに関すること
- ⑤ 緑化の推進に関すること
- ⑥ 恵みの森づくりコンソーシアムに関すること

(2) 目標

岐阜県森林づくり基本計画に基づき、環境を重視した森林を守って活かす「恵みの森づくり」を推進する。

- ① 県民の生命・財産と良好な環境を守るため、水源林や里山林を保全する。
- ② 社会全体で森林づくりを支える、人づくり及び仕組みづくりを進める。

2. 里山林整備事業及び森林地域外危険木除去事業について

(1) 概要

事業費 221,841 千円（当年度実績額）

(事業の目的)

- 野生鳥獣による被害の軽減など地域住民の生活環境の保全や生物多様性の保全を図るため、里山林の整備を支援し、環境を重視した里山づくりを推進する。
- 住宅街・集落、農地周辺や生活道路沿線の森林整備等が行われることにより、里山林の快適環境形成機能や保健文化機能の維持増進を図る。

(事業の内容)

- 市町村森林整備計画で快適環境形成機能増進森林、保健・文化機能維持増進森林に区分された森林又は生活保全林に区分された里山林の各種森林整備事業を支援する。
 - ・補助対象：市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人等
 - ・補助率：10/10 以内
 - ・整備の種類：侵入竹の除去、森林病虫害の防除、広葉樹等の植栽、修景等の環境保全、不用木の除去、附帯施設設備、既存施設の改修、危険木の除去、バッファークレーンの整備

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 項目 | 目標値の考え方 | H29 年度 実績値/計画値 | H29 年度までの実績 値/5 年間の目標値 |
|-------------|---|---|---------------------------|
| 森林整備の 面積 | 里山林 128 千 ha のうち、 人家、田畑等周辺など、 より身近な里山林の整備 面積 | 森林整備 317.91ha/650ha 森林地域外危険木除去 2 箇所/10 箇所 施設改修 8 箇所 | 317.9ha/3,250ha |

平成 29 年度事業の実施状況は以下のとおり。

| 事業種別 | 事業量 | 事業費 (千円) | 森林・環境税 (千円) |
|-------------|--|-------------|----------------|
| 森林病虫害の防除 | (172.55 m ²) | 2,587 | 2,047 |
| 修景等の環境保全 | 5.16ha | 624 | 624 |
| 不用木の除去 | 242.99ha | 50,435 | 48,231 |
| 危険木の除去 | 19.39ha | 113,327 | 111,705 |
| バッファゾーンの整備 | 50.37ha | 36,241 | 34,846 |
| 既存施設の改修 | 8 箇所 | 28,909 | 23,487 |
| 森林地域外危険木の除去 | 0.19ha 2 箇所 | 1,359 | 686 |
| 計 | 森林整備 317.91ha 施設改修等 8 箇所 森林地域外危険木 2 箇所 | 233,486 | 221,629 |

※事業種別に千円切捨てで記入しているため合計と一致しません。(その他事務費 211 千円)
(「清流の国ぎふ森林・環境基金事業成果報告書(平成 29 年度)」より抜粋)

(2) 手 続

里山林整備事業及び森林地域外危険木除去事業に関する資料を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 危険木除去に関する客観的基準の設定について(意見)

里山林整備事業は、森林・環境基金事業が導入された当初より実施されている継続事業であり、森林整備の種類として侵入竹の除去、森林病虫害の防除、広葉樹等の植栽、修景等の環境保全、不用木の除去、附帯施設設備、既存施設の改修、バッファゾーンの整備等、整備費用の算定に当たり 1ha 当たりの作業単価を計算基礎とした補助上限が決められており、整備面積を計画すれば整備費用が算出できるものを主要な事業として想定していた。

一方で、近年の事業費の約半分を危険木の除去が占めている状況にある。危険木の除去は平成26年度から追加したもので、地域住民からの要望に応える形で増加していった経緯があり、事業を実施しなかった場合に周辺住民に与える影響は重大であることから、整備への県民ニーズは高く、優先して実施すべき事業である。

危険木の除去は、該当木の立地条件等に左右され、除去に当たって特殊な機械や技能が必要となる可能性があり、現場ごとに整備条件が異なる。このため危険木の事業費算定は1ha当たりの作業単価を計算基礎とした補助上限を設定することが難しく、必要経費の積み上げ計算に基づいて算定されることから、事業費が高くなる傾向にある。

これは、対象となる事業である危険木の除去の定義が「倒木の危険性が高い高木、枯損木、過度の成長した樹木等の伐採」とされており、対象森林として「気象害、枯損、過度な成長により倒木等の危険性が高いと考えられる森林で生活保全林等であること」かつ「1施行地の面積が0.1ha以上の森林」であるとの定義がされている一方で、危険木に関する具体的な判断基準がなく、主観的に「危険」とであると判断される場合でありかつ対象森林に該当すれば危険木の除去事業に該当し、採択される可能性があるため、過度に危険木除去の申請が行われ事業が実施されている可能性がある。

そのため何らかの基準を設けて客観的に危険木を判定できるようにすることが望ましい。これにより、事業採択の精度が上がり事業費の圧縮ができることから、より多くの整備を可能とし、目標面積の達成にも寄与するものとする。

3. 森と木と水の環境教育推進事業について

(1) 概要

事業費 11,645千円（当年度実績額）／計画額：12,000千円

(事業の目的)

子どもたちを対象に、ぎふの豊かな自然（森・川・里山など）の持つ様々な公益的機能やそれらの保全に関する正しい知識の提供、森・川・海のつながりを実感するためのフィールドを活かした環境教育、木に触れ合うことを

通じて自然に親しむ体験活動などの実施に対し支援し、将来の清流の国ぎふを担う人づくりを推進する。

(事業の内容)

●子どもたちを対象とした森や木、川に関する環境教育に対し支援する。

- ・ 緑と水の子ども会議
小中学校、高等学校、特別支援学校が実施する環境教育を支援
(講師の派遣、教材の提供、バス代負担など)
- ・ 木育教室
幼稚園・保育園等の子育て関連施設を対象とする、森と木に関する体験講座の実施
(講師の派遣)
- ・ ぎふ木育教室指導者養成講座等
ぎふ木育教室を実施する施設の職員を対象とした研修会の開催
- ・ モデル事業
平成記念公園において、木育活動を展開するためのモデル事業の実施

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 項目 | 目標値の考え方 | 平成 29 年度 実績値/計画値 | 平成 29 年度までの実績値/5 年間の目標値 |
|-----------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| ぎふ木育の参加者数 | 木育教室・緑と水の子ども会議の参加者数 | 延べ 1,069 人/1,000 人 | 延べ 1,069 人/5,000 人 |

平成 29 年度事業の実施状況は以下のとおり。

(単位：人)

| | 平成 29 年度 新規実施施設参加人数 | 参加人数総数 |
|-----------|------------------------|--------|
| 木育教室 | 738 | 1,401 |
| 緑と水の子ども会議 | 331 | 6,544 |
| 合計 | 1,069 | 7,945 |

(「清流の国ぎふ森林・環境基金事業成果報告書(平成 29 年度)」より加工)

(2) 手 続

森と木と水の環境教育推進事業に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事

務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 目標値の表現について（意見）

ぎふ木育の参加者数について、現在設定されている目標値は「木育教室・緑と水のこども会議の参加者数」とされているが、この人数は正確に表現すると新規実施施設における参加者数である。このため、「清流の国ぎふ森林・環境基金事業成果報告書(平成 29 年度)」における実績値 1,069 人は新規実施施設における参加者数に限定して集計した人数であり、平成 29 年度事業の実施状況及び資料編の参加人数の合計値 7,945 人とはつながっていない。

このため、平成 29 年度事業の実施状況の集計表において、参加人数の内数として平成 29 年度の新規実施施設での参加人数を明示するとともに、目標値が新規実施施設における参加者であることを明示することが適切である。

② 木育教室の水平的広がり推進について（意見）

ぎふ木育の参加者数について、現在の目標値は木育教室・緑と水のこども会議の参加者数を設定している。本事業は過年度より実施されており、森林・環境税が導入されて以降、森林・環境税を財源として活動しているが、第 1 期 森林・環境基金事業（平成 24 年度～平成 28 年度）での指標は、ぎふ木育の実施校（園）の件数であった。また、第 1 期での指標は延べ数であったため、同一施設であっても実施年度が異なる場合、複数件実施した報告数となっている点で問題があった。実際には、たとえ同一施設であっても毎年実施する対象学年が固定されていれば、生徒が入れ替わるため、ぎふ木育の参加者としての重複はないことになる。この問題を解消するために、第 2 期 森林・環境基金事業（平成 29 年度～平成 33 年度）における指標は新規実施施設におけるぎふ木育の参加者数に変更されている。

このため、平成 29 年度までの木育教室について実施施設数を調査した。結果は以下のとおりである。なお森と木と水の環境教育推進事業において子ども参加型事業は緑と水の子ども会議、木育教室の 2 つがあるが、次項で述

べるぎふ木育教室指導者養成講座に関連する木育教室についてのみ調査している。

| 平成 29 年度までの木育教室 開催施設数（延べ） | 平成 29 年度までの木育教室 開催施設数（実数） | 平成 29 年度末 岐阜県下対象施設数 |
|------------------------------|------------------------------|------------------------|
| 278 施設 ※1 | 174 施設 ※1 | 559 施設 ※2 |

※1 恵みの森づくり推進課調べ

※2 平成 29 年度における幼稚園（177）、幼保連携型認定こども園（54）（以上、学校基本調査統計表より）及び保育園（328）（保育所設置状況〔平成 30 年 4 月 1 日現在〕保育・子育て支援課）の合計

上表で示されるとおり、森と木と水の環境教育推進事業が開始されて以降、実施された開催施設実数は岐阜県下対象施設数の 31.1%（＝174 施設／559 施設）であり、3 割程度の施設で木育教室が開催されてきているにとどまっている。6 年間継続して実施してきた事業であり、事業目的の趣旨が、森林に対して責任ある行動をとることのできる人づくりの第一歩として、森や木や水などの岐阜県の豊かな自然環境について正しく理解するための体験・学習活動を実施することにある点を考慮すると、実施施設の実数を増加させることで、より多くの子どもたちに「ぎふ木育」に触れる機会を提供することが適切と考える。

③ ぎふ木育教室指導員について（意見）

森と木と水の環境教育推進事業は、人づくり及び仕組みづくりの施策の一環で実施される事業である。人づくりを効果的に行うため、指導者の知識向上を目的とした事業として「ぎふ木育教室指導者研修」のほかに「ぎふ木育指導員」の養成を行っている。

ぎふ木育指導員は、今後建築が予定されている木育の常設専用施設において来所者に対しぎふ木育の考え方を指導する立場の指導員である。また、補助的にぎふ木育教室やぎふ木育キャラバン等においてもぎふ木育の考え方指導を実施している。該当の常設専用施設については平成 29 年度より建築開始を予定していたため、ぎふ木育指導員の養成は平成 28 年度より開始されている。

この木育指導員の養成数は以下のとおりである。

(単位：人)

| 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----|----------|----------|----------|
| 実績 | - | 13 | 20 |

恵みの森づくり推進課調べ

ぎふ木育指導員養成講座は1日6～7時間の講座内容で8日間実施される講座であり、継続して講座に参加する必要があることから、木育に対する知識や意識が高度に養成される。

一方で、木育指導員養成講座を修了した後、個々の木育指導員の活動については、木育の常設専用施設の建築が予定より遅延している影響もあり、現状の活動実績は年数回行われる木育キャラバンとのイベントでのサポート程度に限られている。

なお、平成 29 年度の木育イベントでの活用実績は以下のとおりである。

| 実施日 | イベント名称 | 延べ人数 |
|---------------------------|----------------|------|
| 平成 29 年 8 月 6 日 | 山の日フェスタぎふ 2017 | 2 人 |
| 平成 29 年 8 月 11 日 | ぎふ木育キャラバン | 10 人 |
| 平成 29 年 9 月 30 日、10 月 1 日 | ぎふの木フェスタ 2017 | 1 人 |
| 平成 29 年 11 月 3 日 | 文化の森秋祭り | 4 人 |
| 合 計 | | 17 人 |

恵みの森づくり推進課調べ

上表は平成 29 年度の活用実績のため、平成 28 年度に養成された木育指導員 13 名の活用実績になる。仮に全メンバーが上記の木育イベントに参加した場合の延べ人数は 13 人×4 イベント=52 人（延べ人数）となるが、実際は 17 人の参加にとどまっているため、木育指導員の参加率は 32.7%であり、養成した木育指導員を継続して効果的に活用できているとはいえない状況である。

木育指導員養成講座を修了した後、木育の常設専用施設での営業が開始されるまでの間、養成した木育の知識や意欲が低下しないよう、木育指導者の活用できる場の提供や活動実績を高めていくことが適切と考える。

4. 上流域と下流域の交流事業について【参 考】

(1) 概 要

(事業費) 7, 042 千円 (当年度実績額)

(所管部署) 環境生活部環境企画課

(事業の目的)

上下流域での自然体験や環境保全活動等による交流を通じて、上下流域の住民や次世代の担い手となる子どもたちが、森・里・川・海のつながりやその大切さへの関心を高めるとともに、相互の自然環境等に理解を深め、環境保全意識を育むことで活動の実践につなげる。

(事業の内容)

- 森・里・川・海のつながりを踏まえた環境保全への理解を深めるツアーを、上下流域の地域住民（子どもと保護者）を対象として実施する。
- ツアーでは、上流域または下流域ならではの自然体験や環境保全活動等のプログラムを、現地のNPO等の指導により実施する。
- ツアー造成及び催行は、県が委託した旅行業者が各地で活動するNPO等と連携して企画・実施する。
- エコツーリズム関係団体の情報収集や意見交換の場として、連携会議を開催する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 項目 | 目標値の考え方 | H29年度 実績値/計画値 | H29年度までの実績値/ 5年間の目標値 |
|------|---------------------------|------------------|-------------------------|
| 実施回数 | 県内主要河川流域における上下流交流ツアーの実施回数 | 16回/15回 | 16回/75回 |

(2) 参考意見

① 上下流交流ツアーの目標値について

上流域と下流域の交流事業において、目標値として実施回数を設定している。一方、計画したツアー全体の募集人数に占める参加人数の割合を調査したところ以下のような結果を得た。なお過年度からの継続事業のため時系列形式としている。また、最少催行人数未満によりツアーが行われなかったものもあるが、ツアー計画及び周知等に一定の事業費が使用されるため分母である募集人数に含めている。

| 年度 | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 募集人数(人) | 614 | 602 | 616 | 734 | 620 |
| 参加人数(人) | 414 | 277 | 390 | 479 | 370 |
| 参加率(%) | 67.4 | 46.0 | 63.3 | 65.3 | 59.7 |
| 最少催行人数未満で取りやめになった回数 | 1回 | 5回 | 3回 | 1回 | 2回 |
| 実施回数(目標指標) | 16回 | 13回 | 18回 | 22回 | 16回 |
| ツアー設定回数 | 18回 | 18回 | 21回 | 23回 | 19回 |
| ツアー当たり参加人数(人) | 25.9 | 21.3 | 21.7 | 21.8 | 23.1 |

(「清流の国ぎふ森林・環境基金事業成果報告書」より加工)

なお天候不良により実施が取りやめになることがあるため、最少催行人数未満での取りやめ回数と実施回数の合計がツアー設定回数と一致しない場合がある。

上表のとおり、最少催行人数未満でツアーが取りやめになった回数が多い年は参加率が低くなる。ツアーの設定までに諸費用が発生しているためできる限り催行されることが望ましいが、目標指標を実施回数のみにしてしまうとツアーの設定回数を多くすることで実現ツアー回数を引上げることができるため、事業の効率性については判定できない指標となる。

一方で、ツアーの実施回数については、自然環境保全に関する意識を向上させる機会をどれだけ提供できたかを示す指標として適切であるため、実施回数を目標指標から外すことには問題がある。

このため、環境事業の効率性を示すため、ツアーの実施回数の目標値のほ

か、事業の評価指標として参加率について検討することが望ましい。

② 上下流交流ツアーの情報頒布範囲及び参加対象について

上下流交流ツアーの参加者アンケートの結果、過去 5 年間のツアー参加者が情報を入手した場所については以下のとおりであった。

(単位：パーセント (%))

| 年度 | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 新聞広告 | 38.7 | 25.2 | 14.5 | 2.0 | 1.5 |
| パンフレット等※1 | 14.3 | 10.7 | 22.1 | 12.2 | 21.6 |
| 学校案内 | 10.7 | 8.7 | 13.8 | 74.5 | 33.6 |
| その他※2 | 36.3 | 55.4 | 49.6 | 11.3 | 43.3 |

※1 パンフレット等には旅行業者設置パンフレットのほか、折込チラシ、業者ダイレクトメールを含む。

※2 その他には県 HP をはじめとするインターネット経由、知人紹介などを含んでいる。
(環境生活部 環境企画課調べ アンケート集計結果より)

上表より、多様な手段により募集を実施した経過がうかがえ、結果として、対象者へ確実に情報を届けることができる学校に向けたチラシの配布による情報発信が最も効果的で、参加者を獲得してきたことがわかる。

また、参加者のうち県外参加者の占める割合は以下のとおりであった。なおツアーの参加は親子の家族単位であることから、参加グループごとでの集計結果となっている。

| 年度 | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 県外参加者割合 (%) | 43.7 | 37.5 | 17.6 | 11.7 | 8.9 |

(環境生活部環境企画課調べアンケート集計結果より)

当初は、上流域と下流域の事業目的である、「上下流域の住民や次世代の担い手となる子どもたちが、森・里・川・海のつながりやその大切さへの関心を高めるとともに、相互の自然環境等に理解を深め、環境保全意識を育むことで活動の実践につなげる」ことを意図し、県内外関係なく他県からも参加者を積極的に受入れてきていたが、近年は、県内からの参加が大半を占めるようになったことがうかがえる。これは、平成 28 年度以前は他県から上

流域を訪問するコースを設定していたが、平成 29 年度から発着地を県内に限定したことも影響していると推測される。

この点、岐阜県は豊かな森や川を有し、森林占有率が全国 2 位の森林県であるが海には接していないため、岐阜県内のみでは海に至るまでの双方向の交流は十分にカバーしきれない。上流域と下流域の交流事業の事業目的では相互の自然環境等に理解を深めることとしているから、上流域から下流域の海に赴いて理解するツアーや下流域の住民が上流域の森・里・川に赴いて理解するツアーは設定されているが、平成 29 年度は他県の下流域の海の地域住民が上流域の森・里・川の自然環境について理解する機会は創出されていない。森林環境を整えることで豊かな海洋資源が生み出されるため、下流域の先である海の地域住民にも森・里・川・海のつながりの関心を高め、ひいては森林に興味を持ってもらう機会を創出することは、森の担い手になる可能性を高めることから有意義である。

一方で、森林環境税は岐阜県住民より徴収している税であるから、税負担のない他県住民に森林環境税の便益を無制限で享受させてしまうのは問題がある。他方で、学校へのチラシ配布に関しては委託事業者の一任で配布されており、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用した事業であるにもかかわらず、教育委員会を巻き込んだ協力体制が必ずしも十分であったとはいえない。

以上から、上下流交流ツアーについて、海を含む広範囲の上下流域をコースに含め、森林の持つエネルギー循環の理解が十分に促されるような効果的な事業となるよう、上下流交流ツアーの情報頒布範囲や参加対象について今一度事業内容を検討し、事業の効率性や効果を高めることが望ましい。

V 県産材流通課

1. 県産材流通課の概要

(1) 業務内容

木材産業の振興と県産材の利用拡大を推進する。

- ① 県産材の安定供給対策に関する事
- ② 県産材の流通合理化対策（生産、流通及び加工）に関する事
- ③ 県産材の販路開拓及び消費拡大に関する事
- ④ 林業及び木材産業の構造改革に関する事
- ⑤ 林業金融に関する事
- ⑥ 木質バイオマスの活用に関する事
- ⑦ 特産林産物に関する事

(2) 目標

木材産業の振興と県産材の利用拡大を通して、適切な森林資源の循環利用を促進し、森林が持つ多様な機能の十分な発揮につなげる。

2. 木材利用推進対策費について

(1) 概要

木材利用推進対策費に含まれる各事業の内訳及び構成比は、以下のとおりであり、主な内容は県有施設の内装の木質化、県有施設への木製備品の導入のほか、公共施設の木造化や内装木質化への支援である。

| 内訳 | 金額 (百万円) | 構成比 |
|----------------------------|-------------|--------|
| 県有施設木質化等推進事業費 | 89 | 32.0% |
| 木の香る快適な公共施設等整備事業費補助金 | 53 | 19.3% |
| 県産材需要拡大施設等整備事業費補助金（施設整備関連） | 50 | 17.9% |
| 県産材競争力強化・販路拡大支援事業費補助金 | 36 | 12.9% |
| ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業費補助金 | 20 | 7.1% |
| その他 | 30 | 10.8% |
| 計 | 277 | 100.0% |

(2) 手続

木材利用推進対策費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 県産材競争力強化・販路拡大支援事業費補助金の評価基準及び募集要項の記載について（意見）

平成27年度に創設された県産材競争力強化・販路拡大支援事業は、事業主体が事業実施計画書を作成し、知事へ提出し、計画の内容について審査を受け、予算の範囲内で決定される補助予定額の通知を受ける。当該事業の募集に当たっては、募集要項が公表されており、評価基準についてもその中で

示されている。

事業主体は、当該計画書の提出前に、県に対して募集要項に係る質問を行うことが可能であり、平成 29 年度においても複数の質問が受け付けられていた。

その中で、「個人事業主は、本事業に参加できるか。」との質問があった。これに対する県側は、補助事業の実施候補者には、事業の目的を達成するための十分な人員体制、バックアップ体制等を確保する必要があると、個人事業主であることのみをもって参加を排除するものではないが、それらが十分に担保されていることを事業提案時に証明する必要がある旨の回答を行った記録があった。

当該回答の趣旨について質問したところ、改めて個人事業主であることのみをもって参加を排除するものではないこと、ここでいうバックアップ体制等とは、例えば事業主体が所属する業界団体や取引先の継続的な協力ないし支援が得られることなどを意図していたものである旨の回答を得た。

しかし、回答の記録を閲覧する限り、バックアップ体制等の意味合いについて、幅広に考慮しうる余地があるように読むことは難しく、実際に当該質問を行った事業主体は当該事業への募集を見合わせる結果となった。

また、事業計画書に係る審査では、各評価基準の充足の程度について複数名で採点を行っており、必ずしも特定の評価基準によって補助対象事業が決定されるものではない。

過去に当該事業の補助対象となった事業主体には、比較的大規模な事業主体が多く、中には上場会社も含まれている。補助金により各事業を支援する目的からすれば、中小規模の事業主体についても補助対象者に含めることが望ましいと考えられる。

そのため、事業計画書の評価基準については、提案内容の実現可能性を考慮しつつも中小規模の事業主体が排除されないような表現を検討するとともに、事業主体からの質問に対する回答時には、県の意図が正確に伝わるように説明することが望ましい。

また、評価基準に基づく審査は、各項目を総合的に評価することで行われることも募集要項等で明示することを検討されたい。

3. 木材生産流通対策費について

(1) 概要

木材生産流通対策費に含まれる各事業の内訳及び構成比は、以下のとおりであった。

| 内訳 | 金額（百万円） | 構成比 |
|-----------------------|---------|--------|
| ぎふの木で家づくり支援事業費補助金 | 56 | 59.1% |
| 木質バイオマス利用施設導入促進事業費補助金 | 20 | 21.3% |
| 産直住宅普及活動支援事業費補助金 | 11 | 11.3% |
| その他 | 8 | 8.3% |
| 計 | 94 | 100.0% |

このうち、最も金額の大きい事業は、ぎふの木で家づくり支援事業費補助金であり、木材需要の大部分を占める住宅建築における県産材の利用を拡大することを目的として行われるものである。補助金の額は、構造用木材を使用した場合は1棟当たり20万円、内装木質化を行った場合は新築で10～12万円、改修で2～10万円とされる。

平成29年度における家づくり関連事業の実績は、次のとおりであった。

| | | 当初予算 | | 交付実績 | | 不要額 (千円) |
|----|------|-----------|--------------|-----------|--------------|-------------|
| | | 棟数 (件) | 補助金額 (千円) | 棟数 (件) | 補助金額 (千円) | |
| 県内 | 新築 | 230 | 46,000 | 207 | 41,400 | 4,600 |
| | 新築内装 | 97 | 11,640 | 61 | 6,360 | 5,280 |
| | 改修 | 30 | 4,800 | 25 | 2,551 | 2,249 |
| 県外 | 新築 | 30 | 6,000 | 26 | 5,200 | 800 |
| 計 | | 387 | 68,440 | 319 | 55,511 | 12,929 |

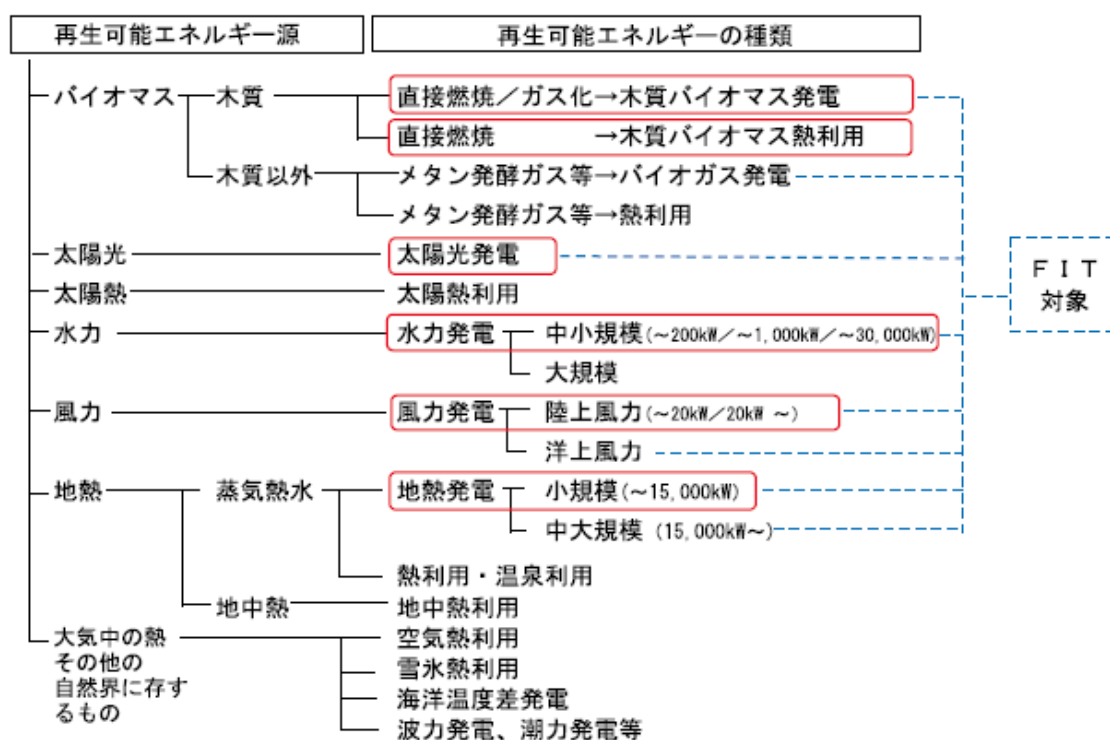
次に金額の大きい事業である木質バイオマス利用施設導入促進事業費補助金は、間伐材等林地残材を木質バイオマス資源として利用促進を図り、木質バイオマスエネルギーによる環境にやさしい低炭素社会の構築を目指すため、公共施設等への木質チップ・ペレットを使用したボイラーやストーブ等の導入を促進

する目的によるものである。

平成 29 年度における木質バイオマス利用施設導入促進事業では、薪ストーブ又はペレットストーブを導入した 20 拠点、計 58 台を対象として補助金を交付した。

木質バイオマスの再生可能エネルギー全体における位置づけ、種類と発生源、エネルギー変換技術と利用形態、及び、発電と熱利用の主な違いの概要は、以下のとおりとされる。

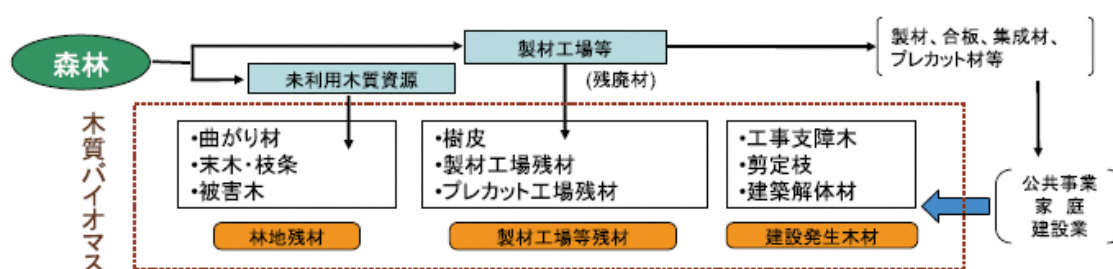
<再生可能エネルギーの種類と FIT 制度>



(出典「再生可能エネルギーを活用した地域活性化の手引き～森林資源と山村地域のつながりの再生をめざして～」平成 27 年 3 月 東京農業大学 農山村支援センター)

＜木質バイオマスの種類と発生源＞

| 発 生 源 | バイオマスの種類 |
|---------|---|
| 林 業 | (1)森林において従来林地残材等であった切り捨て間伐材、低質材(病虫害含む)、根元等の未 利用部分、枝条等、森林整備で出てくる生木由来資源 (2)土場、木材市場等で集材されたが結果的に需要がなかった原木 |
| 製材工場等 | (3)製材所、チップ工場等で発生する樹皮、背板等、乾燥していない製材端材等 (4)集成材工場、プレカット工場、製材所等で発生する乾燥後の製材端材等 |
| 土 木 建 設 | (5)林道、道路、造成工事等により発生する支障木等の産業廃棄物 |
| 建築物解体 | (6)木造建築物等の解体により発生する乾燥した木質の産業廃棄物 |
| そ の 他 | (7)その他、果樹・公園等の剪定枝等、木質の産業廃棄物、一般廃棄物 |



木質バイオマスの発生源(木質バイオマスの新利用技術アドバイザリーグループ第1回会合資料)より

＜木質バイオマスのエネルギー変換技術と利用形態＞

木質バイオマスのエネルギー変換技術と利用形態

| 変換技術 | 燃料形態 | 変換装置 | 媒体 | 二次装置 | 利用形態 | |
|--------|------------|-------|-----------|--------|---------|---------|
| 直接燃焼 | 薪・ペレット | ストーブ | 暖気 | | 暖房 | |
| | 薪・チップ | 温風発生機 | 温風 | | 暖房 | |
| | 薪・チップ・ペレット | ボイラー | 温水 | | | 暖房・加温給湯 |
| | | | | 熱交換器 | 暖房・加温給湯 | |
| | | | | 吸収式冷凍機 | 冷房 | |
| | | | | ORC | 発電 | |
| | チップ・ペレット | 蒸気 | | | 暖房・加温給湯 | |
| 熱交換器 | 暖房・加温給湯 | | | | | |
| 吸収式冷凍機 | 冷房 | | | | | |
| 熱分解 | チップ | ガス化炉 | 可燃性 | ガスタービン | 発電 | |
| | 原木 | 炭化炉 | 炭 | | 燃料利用 | |
| 化学分解 | チップ | 発酵槽 | バイオエタノール等 | | 燃料利用 | |

バイオマス利用機器の主な適応範囲

| 燃焼器 | エネルギー変換設備 | | 利用用途 | 適合燃料 | | | 燃焼効率 (%) | |
|-------|-----------|----------------|-----------|----------------|-----|------|----------|-------|
| | 出力規模 | 利用箇所 | | 薪 | チップ | ペレット | | |
| ストーブ | 数 kW | 個室暖房 | 暖房 | ○ | × | ○ | 70～90 | |
| 温風発生器 | 数十～150kW | 温室暖房 | 暖房 | △ | × | ○ | 70～90 | |
| ボイラ | 小規模 | 20～100kW | 家庭 | 暖房・給湯 | ○ | △ | ○ | 70～90 |
| | | 100～200kW | 小施設 | 暖房・給湯・加温・冷房 | × | ○ | △ | 70～90 |
| | 中規模 | 200～1,000kW | 事業所 工場 | 冷暖房・給湯 熱電供給 | — | ○ | ○ | 70～90 |
| | 大規模 | 1,000～30,000kW | 工場 発電所 | 石炭混焼 | — | ○ | △ | 30～40 |
| | | | | 熱電供給 | — | ○ | — | 40～70 |
| | | | | 木質発電 | — | ○ | — | 10～30 |

【資料111】「木質バイオマス導入マニュアル 山形県農上地域木質チップボイラ導入編」(平成25年10月山形県農上総合支庁)より

<発電と熱利用の主な違い>

| | 発電(FIT 利用) | 熱利用 |
|-------------|---|---|
| エネルギー効率、規模 | 低い(約 30%) FIT 制度では採算ラインとして 5,000kW 級以上を想定 (小規模でも商業用は 1,300kW～) | 高い(70～90%) 小規模施設で 100～500kW (大規模施設や中小工場で 500～2,000kW) |
| 燃料必要量(原木) | 1,300kW 級で約 15,000t/年 5,000kW 級で約 70,000t/年 | 公共施設を中心に2～10ヶ所への導入で 必要燃料概ね 1,000t～3,000t/年 |
| 運用 | 24 時間連続最大出力運転が基本 | 需要に応じた運用。日変動、季節変動がある |
| 需要 | FIT制度による売電、安定収入 | 地域内熱利用施設。 需要と供給を一体的に構築する必要 |
| 燃料条件 | 主にチップ(破砕/切削) 燃料のトレーサビリティ(由来証明)が必要 | 薪、チップ、ペレットから機器と合わせて選択 燃料のトレーサビリティ不要 |
| 原木収集 | 50km 圏内の森林 | 域内の安定供給先は必要。小規模な収集も可 |
| 森林林業との関係 | 影響は大きい。供給体制構築が必要 | 影響は小さい。段階的な導入と、それに応じた 段階的な供給体制の構築が可能 |
| 森林整備との関係 | 森林整備を大きく進ませる可能性あり | 里山林整備などに効果をもたらす可能性 |
| 地域経済・社会への影響 | 新たな収入源となり 雇用、関連産業への波及効果 | 化石燃料代の域外流出抑制 エネルギー地産地消 |

(出典「再生可能エネルギーを活用した地域活性化の手引き～森林資源と山村地域のつながりの再生をめざして～」平成 27 年 3 月 東京農業大学 農山村支援センター)

(2) 手 続

木材生産流通対策費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① ぎふの木で内装木質化支援事業費補助金の要件緩和について（意 見）

現在、ぎふの木で内装木質化支援事業費補助金の対象は、新築タイプと改修タイプに大別される。このうち、新築タイプの補助金交付対象者等の要件としては、県内に新築する一戸建て木造住宅で、構造用木材について県産材を利用した場合に交付されるぎふの木で家づくり支援事業費補助金の交付を受ける住宅であることが求められる。

そのため、ぎふの木で家づくり支援事業費補助金の交付を受け県外に新築する場合や、県内であってもぎふの木で家づくり支援事業費補助金の要件を満たさない住宅の場合は、内装木質化支援事業の補助金交付対象者等の要件を満たさないこととなる。

これは、県産材の需要拡大の趣旨から、より多くの木材を使用する構造用木材への利用を促進するという狙いとされる。

しかし、県産材の需要拡大を目的とする場合、消費者側により多くの選択肢が用意されていることが望ましいと考えられるため、構造用木材については支援事業費補助金の要件を満たさないとしても内装木質化支援事業の対象となることが可能である方が、より多くの県産材利用機会を創出できるのではないかと考えられる。また、県外に新築又は改修する場合であっても、内装木質化支援事業の対象となるのであれば、より多くの消費者の需要を呼び起こすことができると思われる。

そのため、内装木質化支援事業の対象について、補助金交付対象者等の要件を緩和することを検討されたい。

② 木質バイオマス利用施設導入促進事業費補助金の対象事業拡大について (意見)

現在、木質バイオマス利用施設導入促進事業費補助金の対象事業は、県内の森林から生産された木材を原料として加工・製造された木質燃料を使用することを前提として、木質資源利用ボイラー、木質ペレットストーブ、薪ストーブ等の導入が想定されている。

しかし、これらの木質バイオマス利用施設は、主に木質バイオマスエネルギーの熱利用を行うものである。そのため、熱利用の需要が下がる夏場においては、木質バイオマス資源の利用促進を十分に図ることができない。

近年、小規模木質バイオマス発電設備も開発されており、選択肢は増えている（下図参照）。当該設備であれば、冬場の熱利用だけでなく夏場の電力需要にも対応できるため、木質バイオマス資源の利用促進には有益と考えられる。

<小規模木質バイオマス発電設備>

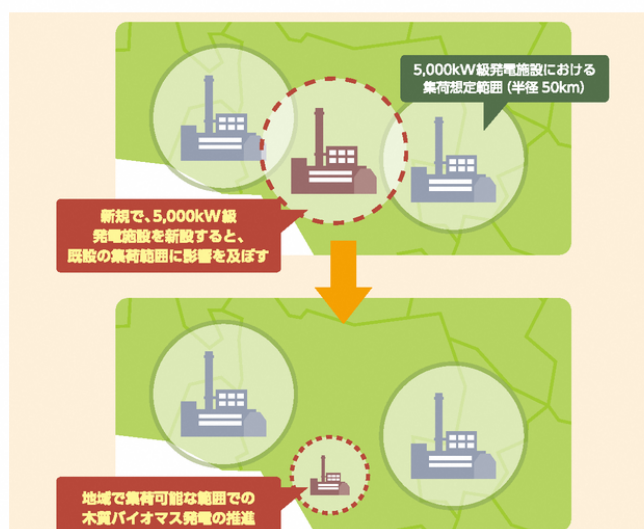
小規模木質バイオマス発電の推進

木質バイオマス発電は雇用の創出や未利用間伐材等の利用による森林整備の促進といった地域活性化効果が大きく、注目が集まっています。

これまでの固定価格買取制度では基本的には5000kW級以上が想定されていました。これに加え、平成27年度から2000kW未満で未利用材を利用する小規模木質バイオマス発電の価格が追加されました。

小規模木質バイオマス発電は、材の集荷範囲が小さく、間伐材の利用を進めやすく、域内循環の拡大につながります。

木質バイオマス発電の集材範囲の競合イメージ



(出典：一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会 ホームページより)

これまでの交付実績によると、平成 28 年度に高山市の木質ペレットガス化熱電併給施設の整備費に当該補助金を交付しているが、交付要綱等では明示されていない。そのため、木質バイオマスエネルギーの利用促進を図る趣旨から、木質バイオマス発電対応設備についても、その対象に含めることを明確に定めることを提案したい。

再生可能エネルギーで発電された電気を電力会社が一定期間一定価格で買取る FIT 制度の見直しが検討される中で、木質バイオマス発電に取り組む積極的な動機が失われる可能性が懸念されるものの、木質バイオマスエネルギー資源の活用という観点からすれば、FIT 制度に頼らない持続可能で自立的なエネルギーの利用促進の方法として、木質バイオマス発電も選択肢として検討する余地があると考える。

4. 林業・木材産業改善資金貸付金について

(1) 概要

① 創設

「林業・木材産業改善資金助成法」（昭和 51 年法律第 42 号）に基づき昭和 51 年度に創設された。

② 目的

林業及び木材産業の健全な発展を一体的に推進すること等を目的として、林業従事者・木材産業者等が経営改善等のため行う新たな事業部門の経営の開始、林産物の新たな生産・販売方式の導入等の先駆的取組等に対し、都道府県がこれらに必要な無利子の中・短期の資金の貸付を行う制度である。

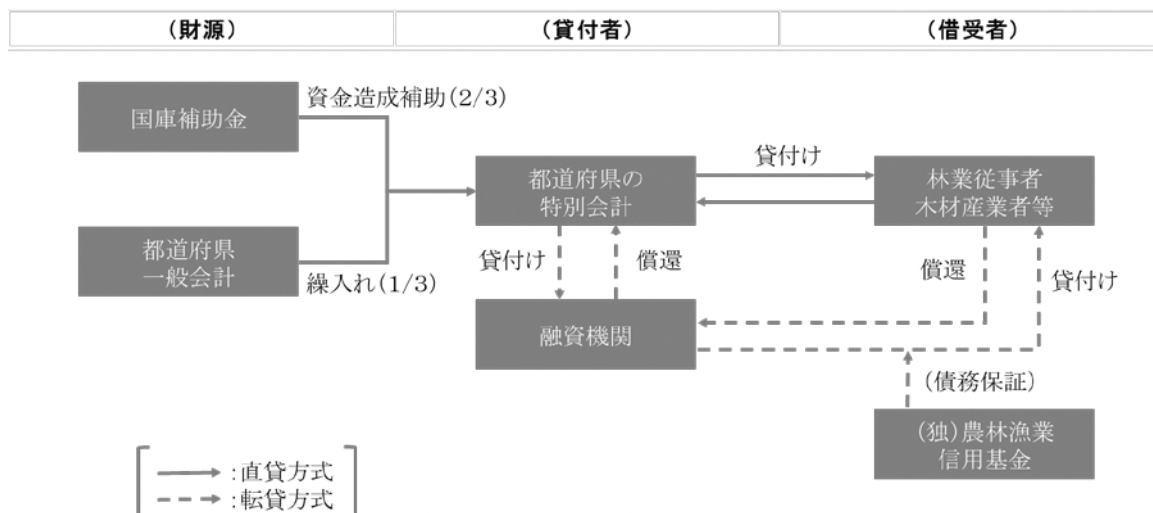
③ 制度の仕組み

林業・木材産業改善資金の原資は、国・都道府県の財政資金によって賄われており、都道府県は特別会計を設置し、林業従事者・木材産業者等に対して、林業・木材産業改善資金の貸付を行っている。

貸付に要する資金は、その 3 分の 2 を国が、3 分の 1 を都道府県が負担し

造成を行っている。

<仕組図>



(2) 手 続

林業・木材産業改善資金貸付金に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとする。

① 林業・木材産業改善資金貸付金の滞納時の手続の未整備について（指 摘）

平成 30 年 3 月 31 日現在における林業・木材産業改善資金貸付金の件数は 8 件、残高は 140 百万円ある。そのうち 3 件、44 百万円について償還の滞納が発生している。

償還金の滞納が発生している貸付の状況は、以下のとおりである。

| 貸付年度 | 事業内容 | 当初貸付額 (百万円) | 償還金滞納額 (百万円) |
|----------|------------|----------------|-----------------|
| 平成 16 年度 | 菌床しいたけ栽培施設 | 30 | 27 |
| 平成 23 年度 | 割箸製造施設 | 86 | 13 |
| 平成 24 年度 | 割箸製造施設 | 13 | 2 |
| 計 | | 130 | 44 |

これらの案件は、事業の実績が当初の事業計画を下回るなどの状況から償還金を滞納することになったものである。

また、融資機関が林業従事者ないし木材産業者等への貸付を行う転貸方式が導入される以前に行われたものであり、県が林業従事者ないし木材産業者等への貸付を行う直接直貸によるものである。そのため、債権の貸倒れリスクは県が負うことから、県産材流通課職員が回収管理を行っている。

当該貸付に要した資金は、その3分の2を国が、3分の1を県が負担して造成しているものであるが、いずれにしても適切な回収を行うべきである。

しかし、林業・木材産業の改善を図る趣旨から、貸付時の与信管理ないし審査時に事業の実現可能性が確実なものでなかったとしても、形式的な要件を満たしている場合は貸付を行うこととなる。

県では、当該制度の貸付に係るルールとして岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則及び岐阜県林業・木材産業改善資金貸付要領を定めている。しかし、償還が滞納された場合における対応方法については、県全体では「貸付金管理ガイドライン」が定められているものの、当該制度に係るルールとしては詳細な要領ないし手順が整備されていない。

そのため、償還金が滞納された場合の対応を要領等に定め、かつ、滞納されている償還金の状況を定期的に把握する必要がある。

② 林業・木材産業改善資金貸付金の回収方法について（意見）

前述のとおり林業・木材産業改善資金貸付金については償還金の滞納が発生しており、その回収については県産材流通課職員が対応している。

しかし、林業・木材産業の改善を図るという当該貸付金の設立趣旨からすれば、償還金の滞納が発生したとしても強制的な回収に着手することについて抵抗感があることが予想される。そのため、林業・木材産業改善資金貸付金に係る未収金の回収業務について、専門的な知識や経験等を有する債権回収業者に委託することで、効率的な未収金の回収を図ることを提案したい。

具体的には、返済期限から1年以上経過し、県が回収を委託することが適切と判断した案件については、外部委託業者を活用し回収に当たることが望ましいと考える。

これにより、適切かつ効率的な債権回収が図られるとともに、県産材流通課職員の負担も軽減されることが期待できるため、林業・木材産業改善資金貸付金の回収業務に係る外部委託を検討されたい。